

官報

號外 昭和七年九月四日

○第六十三回帝國議會貴族院議事速記第九號

昭和七年九月三日(土曜日)午前十時十分開議

議事日程 第九號

昭和七年九月三日

午前十時開議

第一 請願委員長報告
第二 市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法案(政府提出、衆議院送付)

第三 製絲業法案(政府提出、衆議院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 產業組合中央金庫特別融通及損失補償法案(政府提出、衆議院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告)

第五 產業組合法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告)

第六 產業組合中央金庫法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 不動產融資及損失補償法案(政府提出、衆議院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 昭和七年法律第六號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告)

第九 商業組合法案(政府提出、衆議院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告)

第十 商品券取締法案(政府提出、衆議院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告)

官報號外

昭和七年九月四日

貴族院議事速記第九號

議長ノ報告

陸海軍將士ニ對スル感謝狀決議ノ動議

會議

會議

會議

會議

會議

會議

會議

會議

會議

第二十五 岐阜縣土岐郡明世村山野

內、名古屋間縣道ヲ國道ニ認定ノ請願

第二十六 農村救済ニ關スル請願

第二十七 孝明天皇御陵參拜ノ請願

第二十八 國有林所在市町村ニ對スル交付金増額ノ請願

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ書記官ヲシテ諸般ノ報告ヲ致サセマス

(瀬古書記官朗讀)

昨二日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

昭和七年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

昭和七年各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第一號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第二號)

同日本院ニ於テ採擇スルコトヲ議決シタル山村住民救済ニ關スル請願外五件ノ請願ハ各、意見書ヲ附シ即日之ヲ政府ニ送付セリ

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス

○公爵鷹司信輔君 私ハ此際滿蒙ニ於ケル將兵ノ勞苦ニ對スル感謝ノ意ヲ表スル一ツヲ決議案ヲ提出イタシタイト考ヘマス、諸君ノ御賛成ヲ願ヒタイト思ヒマス

○公爵一條實孝君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 鷹司公爵ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

(議員起立)

○議長(公爵德川家達君) 全會一致ト認メマス、鷹司公爵ノ登壇ヲ望ミマス

(公爵鷹司信輔君演壇ニ登ル)

○公爵鷹司信輔君 諸君、只今議事日程ニ上ボリマシタ決議案ニ付キマシテ、大體ノ趣意ヲ申上ゲタイト思ヒマス、帝國陸海軍ノ派遣軍ニ屬スル將兵ガ、此炎熱灼クガ如キ時ニ際シマシテ、或ハ滿洲ノ野ニ、或ハ南支方面ニ出動シテ、能ク其地方ノ治安ノ維持ト、在留邦人ノ生命財産ノ保護トニ當リ、其任務ヲ全ウセラルルノ勞苦ハ、誠ニ多大ナルモノガゴザイマス、我ガ貴族院ニ於キマシテハ、此將兵ノ勞苦ニ對シ衷心感謝ノ意ヲ表スルト共ニ、其健在ヲ祈ル次第デゴザイマス、茲ニ案文ヲ朗讀イタシマス

陸海軍將兵ニ對スル感謝決議

帝國陸海軍將兵カ炎暑ヲ冒シ滿洲ノ治安維持及在留留民ノ保護ニ當リ能ク其ノ任務ヲ全フセルノ勞苦ニ對シ貴族院ハ重ネテ感謝ノ意ヲ表ス

何卒全會一致、御賛成アラムコトヲ希望イタシマス、尙ホ本決議案ガ成立イタシマシタ際ニ、陸海軍大臣ヨリ關係諸方面ニ然ルベク御傳達アラムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵德川家達君) 決議案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

(議員起立)

○議長(公爵德川家達君) 全會一致ト認メマス

(國務大臣荒木貞夫君演壇ニ登ル)

○國務大臣(荒木貞夫君) 只今ハ院議ニ依リマシテ、重ネテ滿洲竝ニ支那方面ニ出動ヲ致シテ居リマスル將兵ニ對シマシテ、極メテ御懇篤ナル目ツ熱情ヲ籠メサセラレマシタ滿場一致ノ感謝ノ決議ヲ戴キマシテ、誠ニ感激ニ堪ヘマス、此決議ヲ承知イタシマシタナラバ、出動將兵ハ一層感激興起スルコトヲ信ジマス、私ヨリモ軍司令官以下一同ニ洩レナク傳達ヲ致シマシテ、今後一層、俱ニ奮勵努力イタシマシテ、聖旨ヲ體シテ御期待ニ副ハムコトヲ期シマス、茲ニ謹ンデ陸軍ヲ代表イタシマシテ、深厚ナ

昭和七年九月四日
第三種郵便物認可

ル感謝ノ意ヲ表シマス

〔拍手起ル〕

〔國務大臣岡田啓介君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(岡田啓介君) 只今、滿場一致院議ヲ以テ、重ネテ滿洲並ニ支那派遣軍ノ將兵一同ニ對シ、御懇篤ナル感謝ノ辭ヲ賜ハリマシタコトハ、誠ニ感激ノ至ニ堪ヘマセヌ、此決議ハ速ニ海軍全般ニ傳達イタシマス、私共上下相協力シマシテ一層奮勵努力、聖旨ヲ奉體シテ萬遺憾ナキコトヲ期シマス、私ハ海軍ヲ代表シマシテ、深厚ナル感謝ノ意ヲ表シマス

〔拍手起ル〕

○議長(公爵德川家達君) 本日ノ議事日程ニ移リマス、第一、請願委員長報告、清岡子爵

〔子爵清岡長言君演壇ニ登ル〕

○子爵清岡長言君 請願委員會ノ第二回ノ報告、即チ昭和七年八月二十八日ヨリ九月二日マデノ御報告ヲ致シマス、請願委員會ハ八月二十九日、九月一日ノ二回開會イタシマシタ、請願文書表ノ報告ハ八月二十九日、九月一日ノ二回イタシマシタ、請願書受領件數ハ十五件、之ニ連署イタシマス、次ニ審査ノ經過及ビ結果ヲ御報告イタシマス、第一回委員長報告後、請願ノ受領件數ハ十五件、其内請願文書表ニ掲載濟トナツタ件數ハ十件、外ニ第一回委員長報告ノ際、文書表ニ記載シタルモノノ内、審査未了ニ屬スルモノ五十件、之ヲ合セマシテ總計六十件デゴザイマス、是ガ審議ノ結果、院議ニ付スベシトスルモノ、即チ採擇イタシタモノガ三十五件、院議ニ付スルコトヲ要セズトスルモノ、即チ採擇セズト決定イタシタモノ、文書表第一回報告中第三十號ノ一件デゴザイマス、而シテ審査未了ニ屬スルモノ二十四件デ、尙ホ請願文書表ニ未ダ掲載ヲ致シテ居ラスモノ五件アル

ノデゴザイマス、以上ハ昭和七年九月二日午後四時締切マデノ御報告デゴザイマス、次ニ請願審査ノ御報告ヲ致シマス、請願委員會開會ハ四回、請願文書表報告ハ三回、請願委員特別報告ハ三回、請願書受領件數ハ八十六件、之ニ連署イタシテ居リマスル人名數ハ十萬五千三百三十餘名デゴザイマス、而シテ請願文書表ニ掲載イタシテ居リマスル件數ハ八十一名、是ガ審議ノ結果院議ニ付スベシトスルモノ、即チ採擇イタシタモノガ五十三件、院議ニ付スルヲ要セズト認メタルモノ、即チ採擇セズト議決致シタモノガ四件、審査未了ニ屬スルモノガ二十四件デゴザイマス、尙ホ請願文書表ニ未ダ掲載イタシテ居ラナイモノガ五件アルノデゴザイマス、以上ハ昭和七年九月二日午後四時締切マデノ御報告デゴザイマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第二、市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法案、政府提案、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、伯爵酒井忠正君

市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和七年九月二日

委員長 伯爵酒井 忠正

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵酒井忠正君演壇ニ登ル〕

○伯爵酒井忠正君 只今上程ニナリマシタル法案ノ、特別委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告イタシマス、委員會ハ一日ノ午後、委員長副委員長ノ選舉ニ引續キマシテ、會議ヲ開キ質問ヲ重ネテノデアリマス、尙ホ翌日質問ヲ繼續イタシマシテ討論ニ入り採決ニ移ラノデアリマス、案ノ内容ハ略シマシテ委員會ニ於ケル質問ノ一二ヲ御報告イタシタイト思ヒマス、質問ノ一點ハ此補助法ヲ行フ結果、後日市町村ノ負擔ヲ遺シハシ

ナイカト云フ點デアリマス、農村ノ疲弊ノ甚シイ今日ニ當テ、政府ハ其救済トシテ教育費ヲ補助スルノデアリマスルガ、元來地方デハ現今成ルベク其地方ニ即シタ教育ヲ行ハウト努メテ居リマスルノデ、此際補助ヲ與ヘラレタ結果、今迄サウ云フコトノ出來ナイ疲弊シテ居リマスルニ於テ、今後特別ナル教育モ爲シ得ルヤウニナリ、一時ハ恩惠ヲ受ケル譯デアリマスルガ、其爲ニ多少高イ俸給ヲ出シテ、教員モ入レルト云フヤウナコトモアル結果、三年ノ先キニ若シ此補助法ガ廢止サレタ曉ニ於テハ、却ッテ其農村ノ、市町村ノ負擔ガ殖エルコトニナリハシナイカ、一方土木事業ニ於テモ疲弊シテ居ル農村ホド低利資金モ多ク仕事ヲ與ヘルヤウニナリマスカラシテ、其結果トシテモ少クトモ四分ノ一ハ、其町村ニ於テ負擔ヲスルト云フ結果ニナルカラシテ、三年後此法案廢止ノ後ハ、農村ノ負擔ガ却ッテ多クナリハシナイカ、サウ云フ點デアリマス、尙ホ一點ハ、斯ウ云フヤウナ、現在ノヤウナ狀態ガ三年後尙ホ續イタ場合ニ、政府ハ之ヲ、此補助ヲ繼續スルコトハ出來ナイカ、第三ノ質問ハ特別會計ニ對スル質問デアリマス、此法案ノ内ニ特別會計ノ設置ヲ市町村ニ命ズルコトヲ得トアリマスガ、前年矢張り國庫カラ教育費ヲ補助シタ場合ニ、疲弊シタ町村ニ於テハ之ヲ教育費ニ廻スコトガ出來ズシテ、他ノ町村ノ費用ニ廻シテ、結局其目的ヲ達成スルコトガ出來ナカッタト云フヤウナ實例モアルノデ、今回ノ千二百萬圓ノ國庫補助ヲ、之ヲ外ノ仕事ニ廻サレテ、教員ノ俸給等ニ廻サレナイヤウナコトガアツテハ遺憾デアルカラシテ、市町村ニ對シ主務大臣カラ特別會計ニナスベシトスル規定ヲ設ケル譯ニ行カナイカト云フヤウナ點ガ、主ナル質問ノ焦點デアリマシタ、之ニ對スル當局ノ答辯ハ、第一ノ負擔ヲ後日ニ遺シハシナイカト云フ點ニ付キマシテハ、兎ニ角農村ガ疲弊シテ居リマス今日、

一部階級ノ人ニハ何トカシテ、ドンナ仕事デモ宜イカラソレヲ與ヘネバナラナイト云フヤウナ狀態ニ逼迫シテ居ル際デアルカラシテ、缺點ハアルケレドモ、此非常時已ムヲ得スコトデアアル、サウ云フ答辯デアリマス、又三年先キニ今日ノヤウナ狀態ガ續イタ時ニ於テハ、法案ヲ繼續スルカト云フ點ニ付キマシテハ元來、教員俸給ガ不拂ニナルト云フヤウナコトハ、默過シ得ベキコトデアリナイデアルカラ、是ハ國家トシテ爲スベキコトハ必ズ爲スコト考ヘル、第三ノ特別會計ニ付キマシテハ、命令ニ依ッテ市町村ヲ絕對ニ束縛スルコト云フコトハ、是ハ考フベキコトデアツテ、寧ロ町村ノ自發ニ依ッタ方ガ市町村ノ本質上宜イト考ヘル、殊ニ此法案ハ教育費不拂防止ノ目的デアリマスカラ、不拂ノナイ町村ニ對シテハ自治ノ振ヲナシ、不拂ノアルト云フ處ノアルヤウナ町村ニ對シテハ、ソレモ地方長官カラ特別會計ノ設置ヲ命ズルコト云フコトガ穩當デアラウト云フ答辯デアリマシタ、質問ヲ終リマシテ討論ニ入ツタノデアリマスガ、其際一委員ヨリ希望ガ出タノデアリマス、二點ニ分レテ居リマス、第一點ハ此法案ハ時局巨款トシテ三年ト限ラレテ居ルガ、三年後尙ホ地方ノ狀態ガ惡カッタラバ、之ヲ繼續スルト云フ言明ヲ與ヘテ貰ヒタイ、第二點ハ今日ノ地方狀態ニ鑑ミテ、特別會計トナスベキコトヲ命ズルコトガ、適當ト考ヘラレケレドモ、若シ能ハストスルナラバ、當局トシテハ慎重ナル考慮ヲ以テ、地方長官ヲ監督セラレタイト云フ、此二點ノ希望ガ出タノデアリマス、之ニ對シマシテ當局大臣カラ、一ニ對シテハ教員俸給不拂ト云フガ如キ狀態ヲ生ズルト云フコトハ、國家ノ義務教育ニ支障ヲ生ズルコトデアルカラシテ、是ハ默認スルコトガ出來ナイト云フ考カラ出シタ法案デアルカラシテ、今日ノ事態ガ尙ホ繼續シテ居レバ、案モ繼續スル考デアルト云フ言明ヲ得タノデアリマス、

第二點ニ付キマシテハ、各町村ノ俸給不拂ナドト云フヤウナコトニ付テハ、今後特ニ調査ヲ致シテ、又地方長官ニ對シテモ嚴重ニ監督ヲシテ、遺憾ナカラシムル考デアルト云フ言明デアリマシタ、斯ノ如ク致シマシテ採決ニ入りマシテ、異議ナク全會一致ヲ以テ本案ヲ可決イタシタ次第デアリマス、概略經過並ニ結果ヲ御報告イタシマス。

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵德川家達君) 日程第三、製絲業法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、兄玉伯爵製絲業法案右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

昭和七年九月二日 委員長 伯爵兄玉 秀雄 貴族院議長公爵德川家達殿

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○伯爵兄玉秀雄君 製絲業法案委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本案ハ御承知ノ通りニ、製絲業中主トシテ輸出ヲ目的ト致シマスル機械製絲ヲ業トスルモノノ統制ヲ圖リマシテ、斯業ノ安固ト發達トヲ期セムトスルモノデアリマシテ、専ラ新ラシイ計畫ニ對シ免許處分ニ依テ之ガ實現ヲ期待スルモノデアリマス、現ニ經營ニ從事シテ居ル業者ニ對シマシテハ、其儘ニ之ヲ認ムルコトニ致シテ居ルノデアリマス、委員會ハ昨午午前午後ニ互リマシテ會議ヲ開キマシテ、質疑討論ノ上三箇ノ希望條件ヲ付シマシテ、本案ハ衆議院ノ修正、即チ原案ノ通り全會一致ヲ以テ可決決定セラレタル次第デアリマス、質疑ノ主ナルモノハ、政府ハ製絲業統制ノ美名ノ下ニ、官憲ノ力ニ依テ民間ノ企業ノ自由ヲ壓迫シテ、却テ民間ノ事業ニ對シ煩雜ナル手續ヲ掛ケ、其自然ノ改良發達ヲ阻害スル虞ハナイノデアルカ、又免許基準ノ高クスルガ爲ニ、徒ラニ優良ナル小規模ノ工場ヲ壓迫イタシマシテ、大資本家ヲ擁護スルノ結果ヲ來サナイデアラウカ、此點ニ關係イタシマシテハ、政府ハ其弊ニ陷ラザルヤウニ十分注意ヲ加フルコトニ致シタイ、又本案ヲ臨時議會ニ提出シタル所以ノモノハ、速ニ此制度ヲ施行スルコトハ即チ斯業經營ノ基礎ノ堅

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

實ヲ促シテ、非常時ニ對シ善處スル次第デアル旨ヲ述ベテ居リマス、其他製絲業ノ免許ノ標準ハドウナテ居ルノデアルカ大工場ト小工場トノ利害得失ハ如何デアアルカ、本法ガ一般養蠶農民ニ及ボス影響ハ如何デアアルカ等ノ質問モ重ネラレマシタガ、尙ホ政府ノ命令、地方官ノ監督宜シキヲ得ナイ場合ニ於テハ、斯業ノ發達ニ至大ノ關係ヲ生ズベキニ依リ、特ニ政府ノ深甚ナル考慮ヲ促シマシテ、殊ニ第五條、第六條ニ規定セル命令處分又ハ取締ヲ、政府又ハ地方官憲ノ專斷ニ任ス結果、往々ニシテ民間ノ自由ヲ阻害シテ、徒ラニ手續ニ増スノ通弊ニ陷ルノ虞ガアリマスルカラ、政府ハ嚴ニ其適用ヲ慎ンデ製絲工場ノ危險防止、又ハ公安ニ害アリト認ムル等ノ場合ノ外ハ、濫リニ之ヲ適用スベカラザルモノデアルト云フ事柄ヲ述ベラレテ居リマス、政府ニ於キマシテモ大體其趣旨ニ同意ノ意ヲ述ベラレマシタ、更ニ產業組合ノ製絲業經營ノ場合ニ關シ、又ハ製絲統制ニ關シテ一般ノ施設ニ付テモ種々ノ質疑應答ガ重ネラレマシタ、斯ノ如ク各般ニ互リマシテ質疑應答ヲ終ヘマシテ討議ニ移リマシタ、一委員ヨリ現時ノ時局ニ於キマシテ製絲業ニ對シテ或程度ノ統制ヲ加フルコトノ必要ニ基イテ、政府ハ新規ノ企業者ニ對シ免許制ヲ適用スルノハ、其趣旨ニ於テ誠ニ結構デハアルガ、其細目ニ付テハ本案ノ全體ヲ通ジテ相當論議ノ餘地ガアルト認メル、唯今日ノ場合、之ヲ修正スルコトハ其當ヲ得ザルモノト認メルカラ、此際ハ本法ニ對シマシテ、三ノ希望條件ヲ附シテ原案ニ賛成セムトスルモノデアルト云フコトヲ述ベラレマシテ、之ニ對シテハ多數ノ賛成者ガゴザイマシタ、結局採決ニ入りマシテ原案、即チ衆議院案ヲ可決イタシマシテ、之ニ三箇ノ希望條件ヲ附スルコトニ決シタノデアリマス、其希望ノ條件ハ左ノ三箇條デアリマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

一、本法ニ於テ主務大臣ガ命令ヲ以テ定

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

ムル事項ニシテ其重要ナルモノハ蠶絲業關係團體ヨリ成ル民間代表機關ニ諮問シテ其意見ヲ求メラレタシ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

二、本法ノ運用、殊ニ監督ニ關シテハ政府ハ個人ノ自由ヲ尊重シ斯業ノ健全ナル自然ノ發達ヲ阻害セザル様注意セラレタシ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

三、本法ノ施行ニ依ッテ養蠶農民ノ產繭處理ニ不利不便ヲ來スガ如キコトナキ様深キ注意ヲ拂ハレタシ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

此三ツノ希望條件ニ對シテハ、政府モ贊成ノ意ヲ表セラレテ居ルノデアリマス、本案ハ斯ノ如ク致シマシテ原案ヲ可決イタシタ次第デアリマス、委員會ノ經過ノ大要並ニ其結果ヲ御報告申上ゲマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵徳川家達君） 御異議ナイト認メマス

○議長（公爵徳川家達君） 第二讀會ノ決議通り御異議存ゾザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵徳川家達君） 御異議ナイト認メマス

○議長（公爵徳川家達君） 日程第四、産業組合中央金庫特別融通及損失補償法案、日程第五、産業組合法中改正法律案、日程第六、産業組合中央金庫法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、前田子爵

産業組合中央金庫特別融通及損失補償法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和七年九月二日

委員長 子爵前田 利定

貴族院議長公爵徳川家達殿

産業組合法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和七年九月二日

委員長 子爵前田 利定

貴族院議長公爵徳川家達殿

産業組合中央金庫法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和七年九月二日

委員長 子爵前田 利定

貴族院議長公爵徳川家達殿

○子爵前田利定君 只今日程ニ上ボリマシタル三法案ヲ、便宜上束ネテ特別委員會ニ於ケル審査報告ヲ致シマス、第一ノ産業組合中央金庫特別融通及損失補償法案、此立案

ノ趣旨ハ信用組合聯合會及信用組合ニ於キマシテ、長ク固定シテ居リマシタ債權ヲ資金化シマシテ、中央金庫ヨリ特別ノ融通ヲ致サシメ、金庫ニ於テ損失シタ場合ニハ、政府ニ於テ三千万圓ヲ限度トシテ補償スルト云フ案デアリマス、次ニ産業組合法中改正法律案ハ、産業組合及産業組合聯合會ノ機能ヲ十分ナラシムル爲ニ、同法案ノ改訂ヲ要シタ次第デアリマス、次ニ産業組合中央金庫法中改正法律案ハ、中央金庫ノ發達及助長ヲ策スル爲ニ改正ヲ加ヘマシテ、先以テ中央金庫ノ資力ヲ増大ナラシメ、餘裕金ノ運用ノ便ヲ大ニスルト云フコト、次ニハ監督ヲ嚴重ニスルト云フヤウナ要素ヲ以チマシテ改訂サレタデアリマス、此點ニ付キマシテハ過日政府當局ヨリ、立案ノ趣旨ヲ御聽キニナッタコトヲラウト思ヒマスカラ、概略ニシテ止メテ置キマス、委員會ハ昨日午前午後兩回開キマシテ慎重ニ審議イタシマシタ、會期ノ切迫セルニ拘ハラズ各委員ハ熱心ニ條ヲ逐フテ、殆ド逐條ノニ質疑ハ多クナラシマシタ、其中デ皆様ノ御參考ニ供スル爲ニ若干紹介ヲ申上ゲタイト思ヒマス、先ヅ産業組合中央金庫特別融通及損失補償法案ニ對シマス分ノ質疑ノ若干ヲ申上ゲマス

ト云フト、是マデ無擔保貸付ノ條件ガ誠ニムツカシクアリマシテ、融通ノ圓滿ヲ缺タ非難ガアツタガ、此度ハ如何スルカト云フ間ニ對シマシテ、政府委員ノ答ハ、無擔保貸付用證書ヲ取ツテ、組合ガ保證債務者ニナル仕組ニシテアルカラシテ、手續ノ如キモ極ク簡易デ圓滑ヲ缺クヤウナ嫌ヒハナイ、斯ウ云フ答デアリマス、尙ホ一委員カラハ、政府ハ低利政策ヲ執ツテ郵便貯金マデノ利子ヲ引下ゲタコトデアルカラ、此特別融通ニ付テノ利率ハドウスル考カト云フコトニ對シテ、答ハ、特融ノ元金即チ預金部カラ貸出ス金利ハ五分六厘デ、中央金庫ノ利額ガ五厘デ、結局六分一厘ト利率ハナリ譯デアルト云フ答デアリマシタ、尙ホ間

ニ、固定セル債權ヲ資金化シテ特融スル限度ハ如何デアアルカト云フ間ニ對シマシテ、信用組合ノ信用状態ニ鑑ミテ、金額マデハ貸付クルコトガ出來ルノデアルト云フ答デアリマシタ、尙ホ本法案ノ特融ハ農村負債整理ニ對スル一ツノ計畫デアアルカドウカ、計畫デアリトシテモ自然同一ノ結果ヲ招カスルコトガアルカ、サウ云フ見込ガアルカ、將又何等自然ノ關係ハナイモノデアアルカト云フ間ニ對シマシテ、政府委員ノ答ハ、本法ト農村ノ負債整理トハ直接何等ノ關係ハナイ、唯産業組合ノ關係、負債ガ本法ニ依ッテ緩和サレタ場合ニハ、間接ニ農村負債ノ整理ニモ影響ノ及ブコトガアルカモ知レタコト云フ答デアリマシタ、尙ホ間ニ、固定シタ債權三億圓中一億圓ヲ融通スルハ、特ニ困難シテ居ル組合ニノ融通スル方針デアアルカドウカ、之ニ對スル答トシテ、各組合ニ三分ノ一融通スレバ機能ヲ恢復スル見込ミガアル、斯ウ云フ答デアリマシタ、次ニ産業組合法中改正法律案ニ對スル分ノ質問ノ一二ヲ申上ゲマス、農事實行組合ノ簡單ナル法人ト云フノハドウ云フコトデアアルカ、之ニ對スル答トシテ、七人以上デ規約ヲ作り、代表者ヲ定メ、簡易ナル登記ヲスレバ宜シイノデアアルノデ、其登記事項モ誠ニ簡易ニシテアルノデアルト云フ答デアリマシタ、尙ホ間ニ保證責任組合ノ保證金額ノ限度ハ如何、答ニ、出資金額ノ同額以上デアアル、問ニ、決算期ヲ六箇月トナシタノハ如何ナル譯デアアルカ、斯クシナケレバ何カ不都合ガアルカドウカ、是ノ答トシテハ、此事業年度ヲ年二回ト致シタノハ、市街地ノ消費組合ニ限ルモノデアッテ、豫テヨリ六箇月ニ事業年度ヲシタイト云フヤウナ要望モアツタカラデアアル、農村ノ組合ニハ適用サセナイ積リデ居ル、又問ニ、此産業組合中改正法律案ハ御案内ノ通りニ、衆議院ニ於キマシテ附則ノ第二條ニチョット修正ガ施サレタアルノデアリマス、

ソレハ第二條ニ、前ヲ略シマスルガ「本法施行ノ日ヨリ三箇年ヲ限リ」云々ト云フノヲ五箇年ト云フ風ニ、三箇年ヲ五箇年ニ修正セラレテ居ルノデアリマス、特別委員會ニ於キマシテハ無論此修正案ヲ原案トシテ審査イタシタノデアリマスガ、此政府ハ此修正案ニ同意デアアルカドウカト云フ、斯ウ云フ委員ノ質問ニ對シマシテ、政府ノ方ニ於テハ同意シテ差支ヘナイノデアルト云フ答ニ接シテ居ル次第デアリマス、尙ホ間ニ、組合員タル法人ノ組合ヲ無限責任ニスルト云フコトハ、却テ組合員タルコトヲ躊躇シヤシナイカト云フ、斯ウ云フ間ニ對シマシテ、答ハ、法人トシテ組合ニ加入セシメル以上ニハ、無限責任トセザルヲ得ナイノデアルト云フ答デアリマシタ、次ニ産業組合中央金庫法中改正法律案ノ質問ヲ申上ゲマス

ト云フト、餘リ此法案ニハ質疑ハ出マセヌデアリマシタガ、唯一ツ、中央金庫ノ從來事業年度ハ年一回デゴザイマシタノヲ、今度ノ改正ニ依リマシテ矢張り六箇月ト云フコトデ、年二回ニナルノデアリマスガ、ソレハ如何ナル譯デアアルカト云フ間ニ對シマシテ、政府委員ノ答ハ、兎ニ角中央金庫ハ三千万圓ノ資金ヲ擁シテ居テ、一億圓以上ノ金ヲ取扱フノデアアル、何分一年一回ノ決算デアリマシテハ、一万二千ノ組合ノ意思ヲ取入レルト云フコトカラ言フテ見テモ、亦主務官廳ノ監督ノ上カラ言フテ見テモ、餘リノ大キナ金融機關デアアルカラシテ、殊ニ取扱フ所ノ金員ハ年一年ト殖エタル次第デアアルカラ、年二度ノ決算期ニ致シタヤウナ次第デアルト云フ答デアリマシタ、而シテ委員會ハ討議ニ移リマシタ所ガ、此最初ノ特別融通ノ法案ニ對シマシテ、委員會ハ一ツノ希望附帶ヲ致シマシタ、全會一致ヲ以テ可決イタシタノデアリマス、其附帶シマシタ希望ハ、

本法案ノ目的ハ農村及中小産業者ノ疲弊ノ現狀ニ鑑ミ資金潤渴セル信用組合ニ資

金ヲ供給シ以テ其活動ヲ促カサントスルニアルヲ以テ更生ノ見込ナキ組合ニ資金ヲ融通シ又回收ノ見込ナキ不良貸付ノ整理ニ終ルガ如キコトナキ様政府ハ嚴ニ當事者ノ指導監督ニ留意セラレンコトヲ望ム

○議長(公爵徳川家達君) 三案全部ヲ問題ニ供シマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス
○子爵西大路吉光君 直ニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
○子爵植村家治君 賛成
○議長(公爵徳川家達君) 各案ノ第三讀會ヲ開クト云フ西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス
○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 只今特別委員長前田子爵ノ報告セラレマシタ三案トモ、三案一括シテ議題トナスコトニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス
○議長(公爵徳川家達君) 三案トモ第二讀會ニ移シテ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス
○子爵西大路吉光君 直ニ各案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
○子爵植村家治君 賛成
○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 三案全部ヲ問題ニ供シマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス
○子爵西大路吉光君 直ニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
○子爵植村家治君 賛成
○議長(公爵徳川家達君) 各案ノ第三讀會ヲ開クト云フ西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス
○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第七、不動産融資及損失補償法案、第八、昭和七年法律第六號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、二荒伯爵

○議長(公爵徳川家達君) 三案全部ヲ問題ニ供シマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス
○子爵西大路吉光君 直ニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
○子爵植村家治君 賛成
○議長(公爵徳川家達君) 各案ノ第三讀會ヲ開クト云フ西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス
○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第七、不動産融資及損失補償法案、第八、昭和七年法律第六號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、二荒伯爵

○議長(公爵徳川家達君) 三案全部ヲ問題ニ供シマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス
○子爵西大路吉光君 直ニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
○子爵植村家治君 賛成
○議長(公爵徳川家達君) 各案ノ第三讀會ヲ開クト云フ西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス
○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第七、不動産融資及損失補償法案、第八、昭和七年法律第六號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、二荒伯爵

○議長(公爵徳川家達君) 三案全部ヲ問題ニ供シマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス
○子爵西大路吉光君 直ニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
○子爵植村家治君 賛成
○議長(公爵徳川家達君) 各案ノ第三讀會ヲ開クト云フ西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス
○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス

法案竝ニ昭和七年法律第六號中改正法律案、此二ツノ特別委員會ノ經過ヲ御報告イタシマス、不動産融資及損失補償法案ハ、御承知ノ如ク不動産資金融通ノ請求ノアリマシタ場合ニ、其金融ノ疏通ヲ圖ル必要ノ爲ニ設ケラレタモノデゴザイマス、此委員會ニ於キマシテハ大體次ノ如キ質問ガ出マシタノデアリマス、政府ハ五億圓ノ限度ト致シマシテ、之ヲ預金部カラ融通スルト云フコトヲ説明イタシマシタノニ對シマシテ、斯ノ如キ金額ヲ一時ニ支出スル時ニハ色無理ガ生ジハシナイカ、之ニ對シマシテ政府ニ於キマシテハ本年ハ一億圓ノ限度トシテ出ス準備ヲシテ居ル、併ナガラ若シ要スレバ他ニ國債ノ處分ヲシテモ緊急ニ應ズルコトガ出來ル、次ニ普通銀行ガ若シ不動産ヲ抵當トシテ貸出シラガ如キ場合ニハ、更ニ救済ヲ必要トスルノデハナイカ、之ニ對シマシテ政府ハ地方銀行ハ元來商業銀行トシテ設立サレタモノデアリマスケレドモ、商業銀行トシテノミデハ其營業ノ範圍ガ狹小ニ過ギマシテ、十分ニ地方的金融ノ目的ヲ達スルコトガ出來ナイ、已ムヲ得ズ不動産ヲ抵當トシテ貸付ラスル慣習ガ生ジテ居ラノデアリ、併シ將來ニ於テハ商業銀行トシテノ活動ノ範圍モ擴ガラガ故ニ、長期ノ貸付等ヲ爲ス必要ガナイト思ハレル、斯ウ云フ御答辯デアリマシタ、更ニ他ノ質問ハ庶民金融ノ機關ノ實質ニ付テハ、現狀ニ顧ミマシテ大藏當局ノ嚴重ナル監督ガ望マシイト云フ希望ノ意味ヲ以テ質問ラサレマシタ、又本法案ノ第六條ノ補償ハ一億圓ト云フコトニナッテ居リマスガ、此一億圓ニ對シテ將來土地モ段々騰貴スルカラシテ、此金額ニ於テ先ヅ足ルト云フ大藏省ノ政府委員ノ説明デゴザイマシタ、又本案ハ銀行ヲ通ジテノミ債務者ニ資金ヲ融通スルノデアリマスカラ、十分債務者ノ救済ノ目的ヲ達セラレナイデハナイカト云フ質問ガ出マシタ、却テ銀行ヲ救済スルニノミ止

テ、債務者ニ十分徹底シナイノデハナイカト云フ質問ガ出マシタガ、之ニ對シマシテ政府當局ハ、十分ナル注意ヲシテ之ヲ行フ心組デアル、併ナガラ經驗ニ依レバ十分ニ、此方法ニ依テ債務者ヲ救済スルコトガ出來ルト云フ答辯デアリマシタ、而シテ採決ニ當リマシテ或委員カラハ、貸出シニ付テハ敏速ナル取扱ヲ希望スルト同時ニ、價格ノ鑑定ニ付テハ十分公平ナル取扱ニ依テ監督ヲシテ實ヒタイト云フ説ガ出マシタ、サウシテ此法案ハ可決イタシタノデアリマス、更ニ昭和七年法律第六號中改正法律案ニ付キマシテ審議ヲ進メマシタノデアリマスガ、是ハ御承知ノヤウニ所謂赤字公債ニ關スル法律デアリマシテ、或委員カラ、公債發行額ノ限度ニ付テ如何ナル準備ヲ持テ居ルカト云フ質問デアリマシタ、政府ハ之ニ對シマシテ、此法律案ハ實ニ此時弊ヲ匡救スルニ已ムヲ得ザルニ出タ法案デアラガ故ニ、此限度ニ付テハ十分ナル注意ヲ致シマシテ、サウシテ出來ルダケ最少限度ニ止メルト云フコトヲ努メル以外ニ方法ガナイ、斯ウ云フ答辯デアリマシテ、之ニ對シテハ本委員會ハ、十分其政府ノ努力注意ヲ切望イタシマシテ、可決イタシタ次第デアリマス、右特別委員會ノ御報告ヲ申上ゲマス

○阪本鈺之助君 チョット御尋ヲ致シテ置キタイト思ヒマスガ、此場デ宜シウゴザイマスカ
○議長(公爵徳川家達君) 阪本君ハ委員長ニ……
○阪本鈺之助君 委員長デモ政府デモ、述ベマシタ結果ニ依リマシテ何方カラデモ御答ヲ願ヒタイト思ヒマス
○議長(公爵徳川家達君) 其處デ御述ベニナッテ宜イト思ヒマス
○阪本鈺之助君 此事ハ委員會デ論議ヲ盡サレテ居ルコトデアラウト思ヒマスルガ、第六條ノ規定ニ依リマス、一億圓ノ限度

○議長(公爵徳川家達君) 三案全部ヲ問題ニ供シマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス
○子爵西大路吉光君 直ニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
○子爵植村家治君 賛成
○議長(公爵徳川家達君) 各案ノ第三讀會ヲ開クト云フ西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス
○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第七、不動産融資及損失補償法案、第八、昭和七年法律第六號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、二荒伯爵

トスル云々トアルノデアリマス、チヨット考ヘマスルト、勸業銀行、農工銀行及北海道拓殖銀行、勸業銀行ト拓殖銀行トハ一ツダケノモノデアリマスルガ、農工銀行ハ澤山アル、其即チ數多ノ銀行ガ融資ヲ致シマスルト云フコトニナリマスルト、一億圓位ノ金ハ直ニ食盡シテシマウダラウト思フノデアリマスルガ、一億圓ト限ラレタコトハ國庫ノ都合ニモ依リマセウガ、一億圓位ノ金デ此逼迫ヲ致シテ居ル融資ノ補償ニ供スルト云フコトハ、所謂燒石ニ水ト考ヘルノデアリマスルガ、損失補償デアリマスルガ、損失ト云フコトハ今澤山是ハアルダラウト思フ、之ヲ暴露シマスルト大變デアリマスルカラ、好イ位ニ彌縫シテ今日ニ至、テ居ルノデアリマセウガ、是ガ愈、斯ウ云フコトニナリマシテ、融資銀行ガ安心シテ融資ヲスル、其即チ融資ノ結果ハ損失ニナルト云フコトハ、隨分莫大ナモノデアラウト思ヒマスガ、一億圓ト云フ限度デ見込ハ十分付イデ、又サウ云フ風ニヤルノダカラオ前ノ考ヘルヤウナ心配ハ別ニ要ラヌト云フ御考ヘデアリマセウカ、政府デモ委員長デモ宜シウゴザイマスカラ、一應御答ヲ願ヒタイト思ヒマス

○伯爵二荒芳徳君 チヨット此席カラ御返事ヲ致シマス、特別委員會ト致シマシテハ、此問題ニ付テハ一委員ノミナラズ二三ノ委員カラ質問ガ出マシテ、先程申上ガマシタヤウニ一億圓ヲ以テ十分ニ出來ル見込デアルト云フコトデアリマシタ、尙ホ詳シクハ當局ノ御説明ヲ御願ヒ致シタイト思ヒマス

○阪本鈺之助君 一應委員長ノ御答ヲ得マシタガ、此方法タルヤ是カラ新タニ起ル所ノ融資ニ付テ用キラレルモノデアルト存ジマスガ、現ニ各銀行ガ融資ヲ致シテ居リ、又他ノ普通ノ銀行ガ不動產ヲ目的ニ貸付ヲ致シテ、非常ニ困、テ居ルト云フコトハ著シイ事實デアルノデアリマス、サウ云フヤウナ延滞ヲシテ居ル所ノ融通デ困、テ居ルコ

トハ別段トシテ、新規ニ之ヲヤル、斯ウ云フ意圖ノヤウデアリマスガ、古イモノノ困、テ居ルモノニ付テノ對象ガ新タニ起レバ、五億圓ヲ限ルト云フヤウナコトデアリマスガ、古イ所ノモノハドウウナコトデアリマスカ、是ハ仕方ガナイ、打遣、テ置イテモ仕方ガナイ、斯ウ云フ譯デアリマセウカ、又五億圓ノ貸付ヲ致シテ、其損失ハ一億圓モアッタラ大丈夫デアラウ、斯ウ云フ見据ガ付イテ居ルノデアリマセウカ、モウ一應其邊ヲ相成ルベクハ政府カラ御答ヲ願、タラ宜カラウト思ヒマス

(國務大臣高橋是清君演壇ニ登ル)

○國務大臣(高橋是清君) 阪本サンニ御答ヲ致シマス、御質問ノ點ハ一億圓ノ補償ノ點ニアリマスノガ、或ハ三箇年通ジテ融通ヲスル五億圓ト云フコトニ付テノ御問デアリマスカ、ハ、キリ聽キ取り得ナカッタノデアリマス、從來地方ノ銀行ガ已ムヲ得ズ土地ヲ抵當トシテ貸出ヲナシテ居、タノデアリマス、古イ時カラサウナテ居ル、然ルニ財界ノ不況ニ遭遇シテ、其債務者ガ從前ノ如ク元金ノ返済ハ勿論、利息スラモ拂ヘナクナッタト云フコトニ立到、タノデアリマシテ、一方ニ於テハ又從來ノ得意先カラ金融ニ求メラレ、融通ヲ求メラレルト云フコトハ是ハ止マナイノデアリマス、茲ニ至、テ地方ノ銀行ハ甚ダ窮地ニ陥、タノデアリマス、其時ニ固定シタモノヲ資金化スルト云フノガ問題ニナツテ居ルノデアリマス、然ルニ之ヲ勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行等ヲシテ最初ニハ其肩代リヲスル、或ハ其地方ノ銀行ノ抵當權ヲ貸ニシテ貸出ヲスルト云フ途ヲ開イテ見タノデアリマスガ、十分其效果ヲ見ルコトガ出來ナクナツテ居リマスノデ、今日此法案ヲ提出スルニ至、タノデアリマス、而シテ其目的ハ從來勸業銀行等ニ其肩代リ若クハ貸付ヲナスニ當、テ、其不備ナ點ハ何デアッタカト申シマス、如何ニモ貸出ヲスル其評價額ガ低イ、又一方ニ於

テハ八分餘ノ利息ニナツテ居ルモノモアルカラシテ、利息ガ高イト云フコトデ實行ガ能ク行カナカッタノデアリマス、其利息ノ高カ、タコトハ、是ハ當時勸業銀行等ガ即チ其間ニ入、テ、地方ノ銀行ノ固定シタ資金ヲ資金化スルニ付テ危險ガ伴ヒマスカラシテ、其危險ヲ自家保證セシムトシテ行、タモデアリマス、ソレ故ニ預金部ノ方カラハ比較的の低利ノ融通資金ガ出マシテモ、其間ニ貸出金ニ對スル利息トノ間ニ鞘ヲ生ジテ、其鞘ヲ以テ自家保險ノ資金トスル計畫デアッタノデアリマス、ソレ故ニ地方銀行ニ貸出ス金ノ利息ガ高クナツタ是ガ原因デア

ル、ソレ故ニ自家保險ヲスルコトニナリマシタカラ、鑑定價格モ亦十分ナ用意ヲ、用心ヲスルト云フヤウナコトハ免レナクナタ、デ此度ハ評價シタ價格一杯ヲ貸出ス、故ニ其處ニ最後ニ至、テ決濟ヲスル時分ニ此損失ガ出ルト云フコトハ、是ハ免レマイ、此損失ニ對シテ一億ノ補償、政府ガ補償ヲスレバ先ヅ融資銀行モ安ンジテ、其評價價格一杯ニ貸出シテ行クコトガ出來ル、斯ウ云フ見地カラシテ一億ノ補償ト云フコトデ足リルト考ヘマシタノデシ、其補償ガ一億デ足リナイ、モ、ト餘計ニシニヤイカヌト云フ論モ世ノ中ニハアルヤウデアリマス

ガ、諸テ此經濟界ガ好轉シタ場合ノコトヲ考ヘテ見ルト、又好轉セシムル爲ニ努力シテ居ルノデアリマス、土地ノ如キハ國富ガ増進スルニ從、テ其價值騰ルト云フコトハ、是ハ當然ノコトデアリマス、疑ヒナイコトデアリマス、但シ其土地ニハ田畑ガアリ、或ハ工業地アリ、商業地アリ、住宅地アリ、種類ガアリマス、將來好景氣ニナリマシテモ其土地ノ種類ニ依、テハ、各々一律ニ總テ高クナルト云フコトハ期シ難イコトデアリマス、殊ニ我國ノ如ク食料品ヲ作ル田畑ノ如キハ、恐ラク世界中一番地價ガ高イ國デアルト考ヘテ居リマスカラ、或ハサウ云フモノニ向、テハ、以上多ク地價ガ高クナルト

云フコトハ望ミ得ナイカモ知レマセヌ、併シ今日ヨリ下ル譯モアリマスマイ、而シテ此工業地、住宅地、商業地ノ如キハ、是ハ國富増進ニ伴フテ、マダ十分ニ地價ノ騰ル餘地ガアルノデアリマス、故ニ今日評價價格マデ貸付ケマシテモ、今後十五年ノ後ノ清算ヲスル場合ニ於テハ、恐ラク澤山ノ損失ハ出ナイモノト考ヘテ居、ルノデアリマス、ソレ故ニ先ヅ一億デ足リルモノト斯ウ推定ヲ致シタノデアリマス、ソレカラ此資金、融通資金ニ於テ一億、七年度ニ於テ一億、是ハ燒石ニ水ダト云フヤウナ御説デアリマシタガ、是モデス、經濟界ガ好轉シマスレバ、敢テ地方銀行ガ無理ニデモ、自分ノ從來固定シテ居ルモノヲ、之ヲ肩代リスルト云フヤウナコトハシナイノデアリマス、申ス迄モナク地方ノ銀行ハマダ工業商業ト云フモノガ、發達シテ居、ラヌ地方ニ於テハ、全クノ信用デ金ヲ貸ス力、然ラザレバ不動產ヲ擔保ニ、或ハ見返リニシテ金ヲ借スト云フコトハ、今後ト雖モ尙ホ必要ナンデアリマス、併シ一番其地方銀行ノ營業上ニ於テ利益ノ生ズルモノハ、不動產貸付ノ其金カラ生ズル利息ナンデアリマス、若シ債務者ガ差支ナク元利ヲ償還スル位地ニアレバ、決シテ此地方銀行ガ今日持、テ居ル不動產ニ貸付ケマシタ金ヲ、一時ニ皆勸業銀行等ニ肩代リスルト云フコトハ、營業上ニハ望マナイノデアリマス、已ムヲ得ヌ場合ニ於テ自分ノ銀行ノ收益ノ主ナル元素デアアル所ノ、此土地ノ貸付ノ肩代リヲスルト云フコトハ、已ムヲ得ヌカラスルノデアリマス、地方ノ農村ガ養蠶製絲始メ、或ハ米穀等ノ價モ相當ナ所ニ上リ、安ンジテ地方ノ村落ノ人ミガ業ニ就キ、利潤ヲ得ルヤウニナリマスレバ、私ノ考ヘル所デハ、是マデ地方銀行ノ土地ニ固定シテ、困ルコト云フ其聲ハ段々薄ライデ來マシテ、先ヅ三箇年間ニ五億ノ融通資金ヲスル覺悟デ進、ンダナラバ、此難關ヲ打破シテ行クコトガ出來ルト

斯ウ考ヘテ居リマス、以上チヨット……

○阪本鈺之助君 誠ニ懇切ナル御説明ヲ得
マシテ感謝イタシマスガ、實ハ御聲ガ少シ
徹シ兼ネル所ガゴザイマスガ、時間ガ貴重
デゴザイマスカラ、總テ兩大臣ノ御抱負ニ
信賴イタシマシテ、此場合質問イタシマセ
ヌ

○議長(公爵徳川家達君) 只今特別委員長
二荒伯爵ノ報告セラレマシタ兩案共ニ、一
括シテ問題ト爲スコトニ御異存ゴザイマセ
ヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス、兩案ヲ第二讀會ニ移スコトニ御異
存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ兩案ノ第二讀會
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(公爵徳川家達君) 兩案全部ヲ問題
ニ供シマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌ
カ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ兩案ノ第三讀會
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(公爵徳川家達君) 兩案トモ第二讀
會ノ決議通りニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第九、商業
組合法案、第十、商品券取締法案、政府提
出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報
告、橋本伯爵

商業組合法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和七年九月二日

委員長 伯爵橋本 實斐

貴族院議長公爵徳川家達殿

商品券取締法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和七年九月二日

委員長 伯爵橋本 實斐

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵橋本實斐君演壇ニ登ル〕

○伯爵橋本實斐君 只今上程ニ相成リマシ
タル商業組合法案外一件ニ關スル委員會ノ
報告ヲ致シマス、委員ハ昨日午後參集ノ上、
委員長並ニ副委員長ノ互選ヲ行ヒマシテ直
ニ議事ニ入りマシタ、本案提出ノ理由ニ關
シマシテハ、過日日本議場ニ於キマシテ商工
大臣ヨリ幾々御連ベニ相成リマシタカラ之
ヲ省略イタシマシテ、直ニ委員會ノ模様ヲ説
明イタシマス、本委員會ハ、唯一同昨日午
後之ヲ開キマシタガ、當局ト各委員トノ間
ニ熱心ナル質疑應答ガ數多重ネラレマシ
テ、結局、中一員ヲ除クノ外過半數ヲ以テ
本案ハ可決スベキモノナリト決定イタシマ
シタ、今簡單ニ質疑應答ノ重モナルモノニ付
キ内容ノ説明ヲ加ヘマス、本商業組合法案
織スベキ商業者ノ範圍如何ト云フ質問ニ對

シマシテハ、中小商業者ヲ主眼トシテ之ヲ
設立セシムルノデアルトノ御答辯デアリマ
シタ、次ニ組合ノ地區ニ付テノ御質問ニ對シ
マシテハ、組合ノ性質上主トシテ小ナル區
域ニ依ラシムルノデアアル、又大ナル區域ニ
シテ、例ヘバ東京市ノ如キニ於キマシテハ、
各區ヲ以テ一單位トスルヤウナ意向デア
ル、斯ウ云フ趣デアリマス、次ニ商業組合
ノ統制事項ノ範圍程度ニ付テハ、不當廉賣、
不正競争、商品ノ規格統一等ヲ含ムトノ當
局ノ御説明デアリマス、次ニ商品ノ價格協
定等モ本商業組合法ノ所管事項デアアルカト
云フ問ニ對シマシテハ、價格協定ハ組合ノ
營業ノ統制事項トシテ認ムルコトガ第三條
ニ掲ゲテアル、斯ウ云フ御説明デアリマシ
タ、其他本組合ト既存ノ諸組合トノ關係、
本組合法ノ目的等ニ互リマシテ詳細ナル質
疑應答ガ繰返サレマシタ、依テ質疑ヲ打切
リ討論ニ入りマシタガ、本組合法ハ時局巨
救ヲ目的トスルノ提案理由書ノ説明デア
レドモ、當局ノ御答辯其他法案全體ノ模
樣ニ徴シマシテ、是ハ當局ガ尙ホ御熟考ニ
ナリ、通常議會ニ御提出ニ相成テモ遲イ
モノデハナイ、要スルニ時局巨救ト云フコ
トヲ提案理由ノ説明トセラレマスケレド
モ、實質ハサウ御急ギニナルベキ性質ノモ
ノデナイ、既存ノ同業組合等ニ極メテ類似
ノ組合ノヤウデアアル、斯ウ云フ意味合ニ於
キマシテ、否決ヲ主張セラレタ委員モアリ
マス、他ノ委員ヨリ政府ハ本法ノ運用ニ當
リマシテ、嚴重ニ指導監督ヲ行ヒ、又實情
ニ即ゼザル場合ニ於キマシテハ、更ニ法律
ノ改正案ヲ御提出ニ相成ルト云フ希望條件
ヲ以テマシテ、本案ニ賛成スベキモノナリ
ト云フ意見ノ御主張ガゴザイマシタ、依テ
討論ヲ終結イタシマシテ、採決ニ入りマシ
タル所、一名ヲ除クノ外過半數ヲ以テ可決
セラレマシタ、次ニ商品券取締法案ニ關ス
ル委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告イタシマ
ス、本法案ニ付キマシテハ、其第一條ニ於

キマシテ、商品券ヲ發行スル者ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ毎年二回ノ一定日現在ニ於ケル
商品券發行額ノ三分ノ一以上ノ金額ニ相當
スル國債ヲ供託スベシトアリマスルノヲ、
衆議院ニ於キマシテ御修正ニ相成リマシ
タ、(三分ノ一)トアリマスル所ヲ(二分ノ
一)ト御修正ニナリ、貴族院ニ同付セラ
レタノデアリマス、依テ委員會ノ委員ト致
シマシテ政府ニ御質問ニナリマスル所ハ、
政府ハ果シテ此案議院ノ修正ニ御同意ニナ
ルノデアアルカ、此修正ガアリマシテモ本商
品券取締法案ニ御異議ハナイノデアアルカト
云フ御質問デアリマシタ、之ニ對シマシテ
政府ハ原案ノ三分ノ一ヲ最モ適當ナリト思
量シテ居ル、斯ウ云フ旨ノ御答辯ガアリマ
シタ、又商品券ニハ課税スルノガ適當デハ
ナイカト云フ御問ニ對シマシテハ、現在東
京府、市、其他六大都市ニ於テハ地方稅ヲ
之ニ課シテ居ルカラ、國稅ト爲スコト等ニ
關シマシテハ尙ホ十分ノ考慮ノ餘地ガア
ル、其他供託國債ノ價格ハ時價ニ依ルカ又
ハ額面ニ依ルカト云フ御問ヒニ對シマシテ
ハ、時價ニ依テ見ル、斯ウ云フ趣ノ御答辯
ガアリマシテ、斯クシテ質疑ヲ打切りマシ
テ討論ニ入りマシタル所、修正案ノ通り可
決スベシトノ意見ガ多ク、結局本案ハ可決
スベキモノト決シマシタ、右只今上程ニ相
成リマシタ二法案ニ關シマスル特別委員會
ノ模様ヲ御報告ニ及ビマス

○議長(公爵徳川家達君) 只今特別委員長
ノ報告セラレマシタ日程第九、第十ノ兩案
トモ、一括シテ議題ニ供シマスコトニ御異
存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス、兩案ヲ第二讀會ニ移スコトニ御異
存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村治君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 西大路子爵ノ勳議ニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 兩案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村治君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 西大路子爵ノ勳議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 第二讀會ノ決議通りテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第十一、傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案衆議院提出、第一讀會

傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也

昭和七年九月二日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

第一條 本法ニ於テ鐵道トハ國有鐵道一般交通ノ用ニ供スル地方鐵道及軌道並

南滿洲鐵道株式會社所屬ノ鐵道ヲ謂ヒ

自働車トハ一般交通ノ用ニ供スル爲路

線ヲ定メ定期ニ運行シテ旅客ヲ運送ス

ル自働車ヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ船舶トハ一般交通ノ

用ニ供スル爲航路ヲ定メ定期ニ航行シ

テ旅客ヲ運送スル船舶ニシテ命令ヲ以

テ指定スルモノヲ謂フ

第三條 傷痍軍人ハ命令ノ定ムル所ニ依

リ無賃ニテ鐵道及自働車ニ乗車スルコ

トヲ得

第四條 戰公傷病死者ノ遺族ハ命令ノ定

ムル所ニ依リ靖國神社大祭若ハ招魂祭

ニ參拜ノ爲又ハ遺骨ノ出迎受領等ノ爲

旅行スルトキハ其ノ往復ニ限リ無賃又

ハ旅客運賃ノ五割引ニテ鐵道及自働車

ニ乗車スルコトヲ得

第五條 傷痍軍人及戰公傷病死者ノ遺族

ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 現役兵(未入營及歸休兵ヲ除ク)

及召集中ノ兵ハ命令ノ定ムル所ニ依リ

父母妻子病氣危篤又ハ死亡ノ爲旅行ス

ルトキハ其ノ往復ニ限リ無賃ニテ鐵道

及自働車ニ乗車スルコトヲ得

第七條 左ニ掲クル者ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ旅客運賃ノ五割引ニテ鐵道及自

働車ニ乗車スルコトヲ得

一 現役ノ下士官兵(未入營及歸休兵

ヲ除ク)

二 召集中ノ下士官兵

三 入營スル現役兵又ハ退營スル下士

官兵

四 召集ニ應スル爲之ヲ解除ノ爲又ハ

簡閱點呼ニ參會スル爲旅行スル在郷

軍人

五 帝國在郷軍人會ヲ監督スル陸海軍

官憲ノ命ヲ受ケ旅行スル在郷軍人

第八條 第三條第四條第六條及第七條ニ

掲クル者船舶ニ依リ旅行スル場合ニ於

テ本法ノ規定ニ依リ無賃ニテ乘車シ得

ル旅行ニ相當スルトキハ旅客運賃ノ五

割引、五割引運賃ニテ乘車シ得ル旅行

ニ相當スルトキハ旅客運賃ノ二割引ニ

テ乘船スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ特別委員

ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

〔小林書記官朗讀〕

傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船

舶等乗車船優遇ニ關スル法律案特別委員

子爵白川 資長君 男爵關 義壽君

宮田 光雄君 赤池 濃君

古島 一雄君 齋藤 善八君

濱口儀兵衛君

○議長(公爵德川家達君) 日程第十二、大

正十五年法律第五十二號中改正法律案、衆

議院提出、第一讀會

大正十五年法律第五十二號中改正法律

案

右本院提出案及送付候也

昭和七年九月二日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

第三條第一項中「五年」ヲ「二十年」ニ改ム

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ特別委員

ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

〔小林書記官朗讀〕

傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船

舶等乗車船優遇ニ關スル法律案特別委員

子爵加藤 泰通君 伯爵黒木 三次君

坂西利八郎君 男爵渡邊 汀君

青木 周三君 尾崎元次郎君

三木與吉郎君

○議長(公爵德川家達君) 日程第十三、道

路法中特例ニ關スル法律案、衆議院提出、

第一讀會

道路法中特例ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也

昭和七年九月二日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

第三條第二項中「五年」ヲ「八年」ニ改ム

第四十條第一項中「五年」ヲ「八年」ニ、第

二項中「五年」ヲ「八年」ニ改ム

第四十一條第一項中「五年」ヲ「八年」ニ、

第二項中「五年」ヲ「八年」ニ改ム

第四十三條中「五年」ヲ「八年」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ特別委員

ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀イタサセマス

〔瀬古書記官朗讀〕

東京市區域擴張ノ際東京府知事カ現ニ執

行シ又ハ既定繼續費ヲ以テ執行セムトス

ル道路ニ關スル工事ハ引續キ東京府知事

之ヲ執行スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル

道路管理者ノ權限ハ命令ノ定ムル所ニ依

リ東京府知事之ヲ行フ

附則

本法ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(公爵德川家達君) 此法案ハ大正十

五年法律第五十號中改正法律案ノ特別委員

ニ付託イタシマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第十四、銀

行法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

銀行法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

昭和七年九月二日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

銀行法中左ノ通改正ス

第三條第二項中「五年」ヲ「八年」ニ改ム

第四十條第一項中「五年」ヲ「八年」ニ、第

二項中「五年」ヲ「八年」ニ改ム

第四十一條第一項中「五年」ヲ「八年」ニ、

第二項中「五年」ヲ「八年」ニ改ム

第四十三條中「五年」ヲ「八年」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ特別委員

ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀イタサセマス

〔瀬古書記官朗讀〕

銀行法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

昭和七年九月二日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

銀行法中左ノ通改正ス

第三條第二項中「五年」ヲ「八年」ニ改ム

銀行法中改正法律案特別委員

侯爵細川 護立君 伯爵二荒 芳德君
子爵大河内輝耕君 男爵小畑大太郎君
加藤政之助君 木村清四郎君
大橋新太郎君 林 平四郎君
八馬 兼介君

○議長(公爵德川家達君) 市俄古萬國博覽會

會參加ニ關スル建議案、伯爵樺山愛輔君外
二名發議、建議案ノ朗讀ハ省略スルコトニ
御異存ゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス

(左ノ建議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ
タメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ)

市俄古萬國博覽會參加ニ關スル建議案
右貴族院規則第六十九條ニ依リ提出候也
昭和七年九月二日

發議者

伯爵樺山 愛輔 子爵牧野 忠篤
男爵藤村 義朗

贊成者

公爵應司 信輔 伯爵溝口 直亮
伯爵酒井 忠正 子爵大久保 立
子爵井上匡四郎 子爵東園 基光
子爵裏松 友光 石塚 英藏
男爵鍋島 直明 男爵斯波忠三郎
上山滿之進 男爵井田 磐楠
桑山 鐵男 男爵松岡 均平
男爵周布 兼道 男爵渡邊 汀
男爵深尾隆太郎 男爵渡邊 修二
石渡 敏一 藤田 四郎
橋本圭三郎 竹越與三郎
山之内 一次 田所 美治
加藤政之助 門野幾之進
田村 新吉 金杉英五郎
小塩八郎右衛門 土田 萬助
藤原銀次郎 松本勝太郎

佐々木八十八 小林嘉平治

貴族院議長公爵德川家達殿

市俄古萬國博覽會參加ニ關スル建議
帝國政府ガ昭和八年六月ヨリ十月迄米國
市俄古市ニ於テ開催セラルル萬國博覽會
「センチュリー、オブ、プログレス」ニ
參加スルコトハ國交上並外國貿易ノ發達
上緊要ナリト認ム依テ政府ハ速ニ之ニ參
加スルト共ニ民間出品ノ獎勵助成ニ關シ
テ適切ナル措置ヲ執ラレムコトヲ望ム
右建議ス

○議長(公爵德川家達君) 藤村男爵ノ登壇
ヲ望ミマス

(男爵藤村義朗君演壇ニ登ル)

○男爵藤村義朗君 發議者ノ一人ト致シマ
シテ本建議案提出ノ趣旨ヲ簡單ニ申上ゲマ
シテ、皆様ノ御賛成ヲ仰ギタイト存ジマ
ス、米國市俄古ニ於キマシテハ、同市ノ市
制施行百年ヲ記念シマスル爲ニ、明年六月
一日ヨリ五箇月間同市ニ世界博覽會「セン
チュリー、オブ、プログレス」ト云フ名ノ下ニ
博覽會ヲ開設スルコトニ相成ッテ居リマス、
本博覽會ノ目的ハ過去百年間ニ於ケル科學
ノ進歩ト其應用ニ依ッテ爲サレマシタ世界
各國ノ文化及産業ノ有様ヲ一堂ノ中ニ集メ
テ之ヲ展示スルコト云フノデアリマス、其主催者
ハ市俄古萬國博覽會協會ト云フノデアリマ
ス、合衆國政府ノ支持援助ノ下ニ成立ッテ
居リマス、協會ノ總裁ハ彼ノ「ドース」案デ
有名ナ前駐英米國大使「チャールズ・ドー
ズ」氏ノ令弟「ルーファス・ドーズ」ト云フ
御方デアリマス、此事業ニ付キマシテ英國
大使「ドーズ」氏ハ主トシテ非常ニ盡力シ
テ居ラレノデアリマス、現ニ總裁ノ「ル
ーファス・ドーズ」氏ハ米國ノ聯合商業會議
所ノ會頭ヲ致シテ居ラレノデアリマス、
此協會ハ博覽會ノ會期中約五六千人ノ觀
覽者ヲ得ル見込ミデ、米貨二千五百萬フ
資金ヲ以テ此事業ヲ施行イタシテ居ルノテ

アリマス、米國政府ハ本事業ノ基礎ガ確實
デアリ、必ズ遂行シ得ラレト云フコトカ
ラ致シマシテ、大統領ノ名ノ下ニ世界各國
ニ向ッテ參加ノ招請ヲ致シテ居リマス、而
シテ政府トシマシテハ博覽會參加ノ爲ニ一
百萬弗支出ヲ決議イタシテ居ルノデアリマ
ス、我が帝國政府ニ對シマシテモ、一昨年
二月ニ本邦駐在ノ米國大使ヨリ參加ヲ求メ
來ラレタ由デアリマス、此博覽會ハ今日マ
デノ世界博覽會ニ見ルコトガ出來ナイ非常
ニ大規模ナ計畫、最新式ノ施設ノ下ニ、市
俄古湖畔ニ延長八哩、面積ニ致シマシテ約
百萬坪程ノ廣大ナル地域ヲ選定イタシテ博
覽會場ニ充テマシテ、目下盛ニ工事中デア
ルノデアリマス、佛蘭西政府其他多數國
ハ既ニ公式ニ參加ヲ申込デ居リマス、其
外公式ニ參加ノ見込アルモノガ多數アルサ
ウデアリマス、亞細亞諸國ニ於キマシテ
ハ、隣邦中華民、波斯等ガ參加ヲ表明シ
テ居ル様子デアリマス、此博覽會ハモウ今
日デハ市俄古博覽會デハナイノデ、實ハ全
米國民ノ博覽會ト云フ本質ヲ持ッテ居ルノ
デアリマス、私共ハ公私ノ情報、通信ニ依
リ、或ハ主催者側ヨリ本邦ヘ派遣セラレマ
シタ代表者ノ説明ニ依リマシテ、或ハ又發
議者ノ一人デアリマスル樺山伯爵ガ先年渡
米サレマシタ際ニ、親シク工事ノ模様ヲ御
視察ニナリマシタ御話ニ徴シマシテ、其計
畫ガ如何ニ劃期的ナ大事業デアリマシテ、
世界ノ各國ガ過去ノ一世紀ニ於テ、資源ノ
開發上ニ遂ゲタ進歩、文明ノ進歩ニ對スル
貢獻、其國ノ社會及教育上ニ於ケル改善發
達ノ狀態、或ハ美術、工藝、科學、産業乃
至其國ノ習俗、風景ノ美ヲ全世界ニ向ッ
テ紹介シ得ル、極メテ重大ナル事業デア
ルト云フコトヲ切ニ感じテ居ルモノデアリマ
ス、日本ハ國家ト致シマシテモ、是非トモ
此博覽會ニハ公式ニ參加シナケレバナラヌ
モノデアラウカト考ヘルノデアリマス、殊
ニ近時ニ於ケル日米ノ國交或ハ又内外時局

ノ重大性ニ顧ミマシテ、我國ガ公式ニ此平
和の事業ニ欣然參加シマスルコトハ、殆ド
絕對ノ必要デハナイカト云フコトヲ感ズ
ルモノデアリマス、更ニ又今日東洋ニ於キ
マシテ國際の重大問題ノ焦點トナッテ居
マスル新興滿洲國ニ於キマシテ、過去二十
數年間日本ガ如何ニ其平和の開發、經濟的
ノ進展ニ依リマシテ、滿洲人ノ康寧ヲ増進
シ、東亞ノ和平ニ貢獻シ、世界ノ經濟ニ寄
與シタルカヲ此博覽會ニ於テ實物實蹟ニ
依ッテ面リニ世界ニ紹介シマスルコト云フガ
如キハ、國際關係ガ機微ノ間ニ動イテ居
マスル今日此際、非常ニ有意義ノコトデア
ルト信ズルノデアリマス、主唱者側ノミナ
ラズ米國民ハ舉テ熱心ニ、我が日本ノ參加
ヲ希望イタシテ居ルノデアリマス、サウシ
テ出來ル限りノ便宜ヲ與ヘルト云フコトヲ
申シテ居リマス、先年德川議長ガ御渡米ノ際
市俄古市ニ於キマシテハ、日本ノ參加ヲ求
メル爲ニ非常ニ議長ノ御渡米ヲ歡迎サレタ
ト云フコトモ承ッテ居リマス、政府ニ於キ
マシテモ是等ノ事情ニ付キマシテハ能ク御
承知ノコトデアラウト存ズルノデアリマス
ガ、私共ハ既ニ公式ニ參加ノ招請ガアリマシ
テカラ二年ニモナリマスルガ、何故今日マ
デ公式ニ參加ヲ御申込デナラナカッタノカ、
何故モウ少シ積極的ニ活動サレマシテ、國
民ニ對シ大ニ參加出品ヲ勸誘セラレナカ
タノデアリマスカ、實ハ尙ニ其理由ヲ知ル
ニ苦デ居ル次第デアリマス、今日マデ我
ガ政府ハ明治以來米國ニ開カレマシタ數回
ノ世界博覽會ニハ、悉ク參加シテ居ラレ
ヤウニ記憶イタシテ居リマス、明年ノ博覽
會ニモ參加イタシマセスト云フコトハ、甚
ダ斯ウ變ニモ感ゼラレト云フ節ガアリハ
セヌカト考ヘルノデアリマス、民間ニ於キ
マシテハ既ニ有力ナル個人及團體ニ依リマ
シテ、出品協會ト云フモノガ組織サレテ著
著出品ヲ準備ヲ整ヘツツアルノデアリマ
ス、併シ何ト申シマシテモ政府ガ進ンデ此

舉ニ參加セラレ、積極的ニ活動シテ民間ノ計畫ヲ獎勵援助セラルルノデナケレバ、十分ナル效果ヲ期待スルコトハ困難デアラウカト存ズルノデアリマス、明年ノ六月ニ開催ノコトデアリマスルカラ、時期ハ頗ル切迫ヲ致シテ居リマス、既ニ聊サカ遅レテ居リハセヌカト云フヤウナ憾ミモアル位デアリマス、開期マデハ僅カ十箇月程シカアリマセヌコト、早クシマセヌコト云フト到底準備ノ間ニモ合ハヌコト云フ有様デアリマス、私共ハ日米兩國ノ國交的親善ノ爲ニ、我が外國貿易ノ發達ノ爲メ、或ハ又我國ノ國際觀光事業ノ進展ノ爲メ、政府ガ速ニ本建議案ノ趣旨ヲ御容レ下サレマシテ、適當ナル措置ヲ執ラシムコトヲ望ム次第デアリマス、ドウゾ本建議案ニ對シマシテハ、右ノ趣旨ヲ容レラレマシテ、諸君ニ於カレマシテモ御賛成下サラムコトヲ冀フ次第デアリマス

○議長(公爵德川家達君) 本建議案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス
(起立者多數)
○議長(公爵德川家達君) 過半数ト認メマス、書記官ヲシテ報告ヲ致サセマス
(瀨古書記官朗讀)
本日金錢債務臨時調停法案特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ
委員長 子爵渡邊 千冬君
副委員長 關 直彦君
本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
米穀需給調節特別會計法中改正法律案可決報告書

○議長(公爵德川家達君) 只今書記官ノ報告イタシマシタル米穀需給調節特別會計法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求ムル爲メ、議事日程ノ追加ニ御異存ゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 米穀需給調節特別會計法中改正法律案、政府提出、衆議院別會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、井上子爵

米穀需給調節特別會計法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也
昭和七年九月三日

副委員長 子爵井上匡四郎

貴族院議長公爵德川家達殿

○子爵井上匡四郎君 只今上程セラレマシタル米穀需給調節特別會計法中改正法律案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ、本日委員長ノ山縣公爵ガ御缺席デアリマスルカラ、私が副委員長ト致シテ御報告ヲ申上ゲマス、本案ハ甚ダ案文其モノハ簡單デアリマシテ、同特別會計法中ノ第四條三ノ中ノ三億五千萬圓ヲ四億五千萬圓ニ改ムト云フ政府ノ原案デアリマス、之ヲ衆議院ニ於テ四億八千萬圓ト修正セラレタデアリマス、ソレト同時ニ本案ニ最モ關係アリマスル所ノ政府案デアアル米穀需給調節特別會計法中否決イタシマシタル、同案ノ附則ニアリマスル所ノ米穀需給調節特別會計法第四條ノ三ニ定ムル最高金額ハ昭和九年年度末マデハ四億八千萬圓トスト云フ一項ガアルノデアリマス、此差即チ三千万圓ヲ特別會計法中ニ加ヘマシテ、原案ノ四億五千万圓ヲ四億八千万圓ト修正イタシマシタルデアリマス、只今ヨリ此特別委員會ノ質疑應答ヲ、極ク簡略ニ御報告イタシタイと思ヒマス、此特別會計法ハ其母體デアリマス所ノ米穀法ノ、運用ニ關スル資金ニ充テルモノデアアルノデアリマスルカラ、本特別委員會モ其質疑應答ハ大體米穀法ノ質疑應答ニ傾クコトハ當然デアッタデアリマス、先ヅ第一ニ現在ノ米穀法ハ、果シテ其目的ヲ達シテ居ルカドウカト云フヤウナ大體ノ質問デアリマス、

政府ハ米穀法ノ目的ハ、米穀ノ數量及市價ノ調節ヲ目的トシテ居ルノデアリマスルガ、此調節ガ豫期ノ如ク行テ居ラナイト云フコトハ政府モ之ヲ認メルノデアアル、併シ此目的ヲ達セザル理由ハ其運用ガ宜シクナカッタト云フコトモ、此中ノ大イナル原因ヲシテ居ルノデアアル、併シ米穀法ガ全然效果ヲ現ハサナカッタト云フコトハ、ハ政府ハ認メナイノデアリマシテ、米穀法ノ發動ニ依リマシテ米ノ暴騰暴落ハ之ヲ相當ニ防止シ得ルヲ以テ、米價ノ調節ヲ徹底的ニ爲シ得ルモノトハ今日ハ認メテ居ラナイノデアリマシテ、今日ノ特別會計ノ増額ヲ要求イタシマシタル所以モ、敢テ同法ヲ擴張シヤウト云フ目的デハナイノデアリマシテ、唯同法ヲ繼續シヤウト云フノ止マルノデアリマス、此徹底的ノ政策ト致シマシテハ、政府ハ一日モ早く之ヲ考究イタシマシテ、適當ナ案ヲ得次第帝國議會ノ協贊ヲ經タイト考ヘテ居ルノデアラデ、農林省ニ米穀部ト云フモノヲ八月カラ創設イタシマシテ、專ラ此點ノ考究ヲ進メテ居ルト云フ答辯デアリマシタル、次ノ質問ノ大體ハ米穀價ノ上下二割ニ達シナケレバ米穀法ハ發動ヲ許サナイノデアリマス、此米穀價ノ上下二割ト云フ幅ガ餘リ廣イノデアリマス、之ニ對シマシテ政府ハ、此二割ト云フコトヲ定メマシタルハ、一般物價ノ指數ヲ調ベマシテ、一般物價指數ノ動搖ハ平均カラ一割八分七厘ノ所ニアルノダサウデアリマス、之ヲ達觀イタシマシテ二割ト致シマシテ、上下二割ヲ取リマシテ、其範圍以上ニ動イタ場合ニ於テ米穀法ガ發動シテ之ヲ調節スル、即チ米ニ於キマシテモ一般物價ト同ジダケノ動搖ハ之ヲ認メルト云フ趣旨カラ此二割ト云フモノガ決定イタシタルダサウデアリマス、此幅ヲ狭メテ一割ニスルトカ、一割半ニスルトカ云フコトニハ、其基準ニ因ルノデアラデ、現在ニ於テ政府トシテハ之ヲ變

更スル意思ハ持テ居ラナイト云フ答辯デアリマス、其他米ノ最低價格ヲ決定イタシマスル資料トシテノ生産費ノ調査及家計費ノ調査、其他需要統計ノ調査、收穫豫想ノ調査、是等ノ調査ハマダ政府ニ於テモ甚ダ不完備ノ點ガアルト云フコトヲ認メテ居ラルノデアリマス、折角是等ノ調査ヲ完全ニシマシテ、米穀法ノ目的ヲ益、完全ニシタイト云フ答辯デアリマス、次ニハ現在ノ此特別會計ノ狀態ハドウ云フ狀態ニナテ居ルカ、是ハ法ノ立前カラ申シマスルト、米ガ安イ時ニ買ヒマシテ高イ時ニ賣ルノデアリマスカラ、政府ハ損ヲスル理窟ハナイ譯デアアルノデアリマスガ、之ヲ實際ニ運用イタシテ見マスと云フト、米穀ノ獨特ノ事情ニ依リマシテ、政府當初ノ目的ヲ達スルコトハ至難デアルト云フコトヲ現在ニ於テ認メテ居ルノデアリマス、常ニ適當ノ時ニ貯藏米ヲ賣出スト云フコトハ殆ド出來ナイノデアリマシテ、即チ新シイ米ヲ買ッテソレヲ來年ニ持越シマス、即チ新米ガ舊米トナテ減價リガシ、又數量ノ損失ヲ來スト云フヤウナ點カラ多大ノ損失ヲ來シテ居ルノデアリマス、然ラバ現在迄ドレダケノ具體的ニ損ヲ米穀法ニ依テシテ居ルカト申シマスルト本年八月一日ノ現在ニ於キマシテハ、約一億七千二百三十餘萬圓ノ損失デアアルノデアリマス、此内譯モゴザイマスルガ、餘リ煩ニ互リマスカラ省略イタシマス、而シテ現在特別會計ガ持テ居リマスル殘金ト云フモノハ九十七萬圓、及ビ米穀ノ評價高ガ八千七百九十八萬圓ト云フ狀態ニナテ居ルノデアリマス、斯ノ如キ損失ニ損失ヲ此特別會計ノ續ケテ居リマシテ、其損失利子ガ掛カテ行クノデ、益、損ガ重ナルバカリデ、特別會計ガ改善サレル餘地ガナイ、是ハ政府トシマシテハ既ニ起リマシタル損失ハ已ムヲ得ナイノデアリマスカラ、之ヲ一般會計ノ方ニ特別會計カラ肩代リヲシテ貰フ希望ヲ持テ居ルノデアリマス、少クト

モ其事務費ダケノ損失ヲ肩代リヲシテ貰フ
希望ヲ持テ居ルノデアリマスガ、現在ニ於
キマシテ一般會計ノ狀況ガ好良デナイ爲
ニ、大藏省ト此交渉モ未ダ成立イタサズニ
居ルノデアリマス、又借入金ノ利子ニ付キ
マシテモ詳細ナ質問ガアリマシタ、從來ハ
五分五厘デアラタガ、郵便貯金ノ利子ガ一分
二厘引下ガラレマシタカラ、此特別會計法
ノ借入金ノ利子モ郵便貯金ノ利子ト同ジヤ
ウニ引下ガレベキデアルト云フ質問デア
タノデアリマスガ、是ハ大藏省ノ預金部ノ方
デ將來郵便貯金ノ利子ヲ引下ガマシタ後ニ
於ケル預金部ノ貸出ノ利子ト云フモノハ、
又既往ニ於テ預金部カラ貸シマシタ金ノ利
子ヲモ引下ガ得ルカドウカト云フヤウナコ
トモ、マダ預金部トシテ決定シテ居ラナイ
ノダサウデアリマシテ、目下交渉中ニ屬ス
ルモノダサウデアリマス、次ニ前申シマシ
タ米穀應急施設法、即チ衆議院ニ於テ否決
セラレマシタ此應急施設法ノ目的ハ、朝鮮、
臺灣ノ米ヲ買上ゲマシテ、サウシテ朝鮮、
臺灣ノ米ガ内地ニ流通ミマシテ、内地ノ米
價ヲ動搖スルコトヲ防止スルノガ目的デア
リマシタデアリマス、其資金トシテ三千万圓
ヲ茲ニ計上シテアッタノデアリマスガ、既
ニ述ベマシタ如ク、此應急施設法案ガ否決
サレマシテ、其金高ガ此米穀需給調節特
別會計法ノ中ニ、三千万圓ガ附加ヘラレタ
ノデアリマスルカラ、若シ是ガ此衆議院修
正ノ如ク四億八千万圓トシマシタ、政府ガ
特別會計ニ要求イタシマシタ高ヨリ三千万
圓多イ金ガ茲ニ出來ルノデアリマシテ、其
場合ニ政府ハ此三千万圓ヲ如何ニ考ヘルカ
ト云フ質問デアリマス

モ、此意味ガ其改正案ノ中ニモ現ハレテ居
ルノデアリマシテ、從テ四億八千万圓ヲ協
賛セラレマシテモ、其三千万圓ハ決シテ内
地ノ米穀調節ノ目的ニハ使ハズシテ、當初
ノ目的ノ植民地ノ米穀ノ買上ニ使フコトヲ
言明スルト云フ農林大臣カラノ言明ヲ得タ
ノデアリマス、其他既ニ本議場デモ一議員
カラ御意見ガ出マシタヤウニ、買上ノ時期
ガ不適當デアルト云フヤウナ議論ガ相當澤
山アッタノデアリマス、是ハ十一月頃、即チ
小農、小作人ノ手ニ米ガアル時ニ早ク買上
ゲテヤ、サウシテ是等ノ小農ヲ救済スル
ノガ法ノ目的デアル、遅レマシテ一月二月
ニナリマス云フト、大農若クハ仲買ノ手
ニ米ガ這入リマシテ、其法ノ目的ヲ達スル
コトガ甚ダ不十分ニナル、即チ適當ナ時期
ニ米ヲ買上ゲナケレバナラヌト云フ意見デ
アルノデアリマス、勿論政府ハ之ヲ諒ト致
シマシテ、其趣旨ニ副フヤウニ努メルト云フ
コトデアリマス、其他農林省ノ……國費ノ
爲ニ相場ノ變動ヲ來シマシテ、相場師ガ利
益ヲ來スコトガアルノデハナイカ、外米ノ、
植民地ノ米ノ買上ニ付テハ、此處デ一議員
ヨリ述ベラレマシタ如ク、植民地ニ於ケル
公課ハ内地ト比較イタシテ非常ニ低イノデ
アルカラ、米價ニ付テモ相當ノ考慮ヲ拂
テ貰ヒタイト云フヤウナ質問、又貯蔵ニ關
シマシテ、遠イ距離運搬シマシテ貯蔵シ、
又之ヲ賣出ス場合ニ地方ニ還元シマス場合
ニ、遠イ距離ヲ運シテ又地方ニ運ブト云フ
コトハ、生産者及需要者ノ兩者ノ爲ニ甚ダ
不利益デアアルカラ、貯蔵倉庫ハ成ルタケ地
方ニ散在シテ置カヤウニト云フヤウナ希望
ノ御質問、是等ニ對シマシテハ、政府ハ何
レモ其質問者ノ趣旨ヲ諒トセラレテ居ルノ
デアリマス、委員會ハ目下衆議院デ修正セ
ラレマシタ米穀法ガ、本院ノ特別委員會デ
審議中デアアルノデアリマス、此米穀法ガ如
何ニ決定セラレマシテモ、何レモ從來ノ米
穀法ト云ヒ、又衆議院デ修正ヲ致シマシタ

米穀法ト云ヒ、此米穀ノ價格ヲ調節スルト
云フコトノ大目的ニハ少シモ反對ハナイノ
デアリマス、唯此調節スル手段方法ニ付テ
ノ議論デアアルノデアリマシテ、從テ此價格
ヲ調節スルト云フコトニ付テハ、ドウシテ
モ政府ニ適當ナル資金ヲ與ヘルト云フコト
ニ付テハ、是ハ米穀法ガ如何ニ決定イタシ
マシテモ必要ナノデアリマスルカラ、本案
ハ米穀法ガ如何ニ決定スルニ拘ラズ、審議
ヲ進メルノ適當ナルコトヲ認メマシタノデ
アリマス、而シテ討論ニ移リマシテ、一議員
カラ、第五十七議會ノ希望決議ガゴザイマ
シテ、其希望決議ハ「第五十六議會ニ於テ
米穀資金七千万圓ノ増額ヲ議決スルニ當リ
米穀法ノ運用ニ付將來深甚ノ注意ヲ拂ハン
コトヲ政府ニ警告セリ然ルニ爾來僅々二年
ニシテ今後八千万圓増額ノ已ムナキニ至リ
タルハ頗ル遺憾ニ堪ヘズ政府ハ今後一層思
ヲ米穀法ノ適正ナル運用ニ致シ其過ヲ三タ
ビセザランコトヲ望ム」ト云フ希望決議ガ
五十九議會ヲ通過シテ居ルノデアリマシ
テ、斯ノ如ク五十九議會ニ於テ決議ヲ致シ
タニ拘ハラズ、又今回一億萬圓ノ増額ヲ要
求スルト云フコトハ、甚ダ遺憾デアルト云
フ御議論デアッタノデアリマス、決シテ此増
額ニ反對セラレルノデハナイノデアリマス
ガ、唯此注意ガアルニ拘ハラズ、又復之ヲ
スルト云フコトハ遺憾デアルト云フコトノ
御議論デアッタノデアリマス、是ニハ別ニ
贊成ノ御方モナク、他ノ議員カラハ今回ハ
非常時ノ時局匡救ノ場合デアアル、平時ト其
關係ガ違フノデアアルカラ、是ハ此場合ハ認
ムベキデアルト云フ御議論モアリマシタ
シ、又他ノ議員カラハモウ一層強イ御議論
ガアリマシテ、此農村ノ問題ハ財界ノ問題
デアリ、又社會ノ問題デアリマシテ、政府
ハ之ニ對シテ種々ノ對策ヲ講セラレテ居ル
ガ、其中心ハ生産物ノ價格維持、殊ニ米價
ノ價格維持ガ最も必要ナモノデアアル、今日
此米價ヲ維持スルコトナクシテ之ヲ放任ス

ルナラバ、殊ニ現在ノ如キ豐年ノ兆ナル
場合ニ於テ、之ヲ調節スベキ政府ニ意思ガ
ナカッタラバ、地方ノ農民ハ將來ニ於テ
益、光明ヲ失フ、著シキ社會問題ヲ起ス
デアラウカラ、此現政府ノ施設ハ是ガ適當
ナルモノデアルト云フヤウナ、積極的ノ御
意見モアッタノデアリマス、採決ニ入りマシ
テ全會一致ヲ以テ衆議院ノ修正案ノ通り、
即チ米穀需給調節特別會計法中改正法律案
ノ第四條ノ中、三億五千万圓ヲ四億八千万
圓ニ改ムト云フコトニ、滿場一致ヲ以テ可
決シマシタ、之ヲ以テ報告ヲ終リマス、何
卒御賛成ヲ願ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ヲ第二讀會
ニ移スコトニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第二讀會
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ問題
ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセ
ヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(公爵德川家達君) 第二讀會ノ決議
通りテ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス、休憩イタシマス、午後ハ午後三時
ヨリ開會イタシマス
午後零時十一分休憩
午後三時十七分開議

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ書記官ヲ
シテ諸般ノ報告ヲ致サセマス
〔小林書記官朗讀〕
本日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案
ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ
通知セリ

市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法
案

製絲業法案

産業組合中央金庫特別融通及損失補償法
案

産業組合法中改正法律案

不動産融資及損失補償法案

昭和七年法律第六號中改正法律案

商業組合法案

商品券取締法案

米穀需給調節特別會計法中改正法律案

本日本院ニ於テ可決シタル左ノ建議ハ文書
ヲ以テ即日之ヲ政府ニ呈出セリ

市俄古萬國博覽會參加ニ關スル建議

本日本院ニ於テ可決シタル陸海軍將兵ニ對
スル感謝決議文ハ即日之ヲ陸軍大臣及海軍
大臣ニ送致セリ

本日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ
氏名左ノ如シ

大正十五年法律第五十二號中改正法律案
特別委員會

委員長 侯爵松平 康昌君
副委員長 富田 光雄君

傷殘軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船
舶等乘車船優遇ニ關スル法律案特別委員
會

委員長 伯爵黑木 三次君
副委員長 男爵渡邊 汀君
本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
道路法中特例ニ關スル法律案可決報告書

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ午後ノ會
議ヲ開キマス、議事日程ヲ追加シテ道路法
中特例ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ續テ開
キタイト考ヘマス、御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス

○議長(公爵德川家達君) 同案ノ第一讀會
ノ續、委員長報告、松平侯爵

道路法中特例ニ關スル法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也
昭和七年九月三日

委員長 侯爵松平 康昌

貴族院議長公爵德川家達殿
〔侯爵松平 康昌君演壇ニ登ル〕

○侯爵松平康昌君 私人道路法中特例ニ關
スル法律案委員會ノ御報告ヲ申上ゲマス、
當委員會ハ本日午後一時半開會イタシマス
テ、委員長副委員長ノ互選ヲ致シマシテ、
委員長ニハ私當選イタシマシテ、副委員長
ニ宮田サシガ御當選ナサイマシテ、委員會
ハ引續キマシテ此法案ヲ議シマシタ、此法
案ノ要點ハ、道路法及道路管理權、其間ノ
關係ニ於キマスル不便ガアリマスカラ、ソ
レヲ除キタイト云フ趣意デアリマシテ、來
ル本年十月一日カラ東京市ガ擴張ニナリマ
シテ、東京市周圍五郡八十二箇町村ト云フ
モノガ市ニ合併サレマス、從來ノ其管理權
ハ東京府知事ガ持ッテ居リマシタガ、道路
法第十七條但書ノ規定ニ依リマシテ、ソレ
以後東京市長ノ權限ニ移ルコトニナリマ
ス、併シ尙ホ其外ニ東京府知事ガ道路工事

ト云フモノノ執行權ヲ持ッテ居リマス、サウ
シテ且ツ其外ニ、東京府ト東京市ノ當局者
ノ協定ニ依リマシテ、其事業執行權ヲ府知
事ニ讓リテ居リマス、所ガ執行權ニ關スル執
行管理權ノ變更ガ起リタ場合ニ、ソレヲ規定
シテ居ル所ノ道路法ノ特例ガ定メテ居リマ
セヌノデ、甚ダ不便デアルト云フ趣意デア
リマシテ、ソレヲ變更確定シタイト云フ趣
意デアリマシテ、尙ホ委員會ニ於キマシテ
ハ、ドウ云フ點ガソレハ不便デアルカ、又
從來ソレレハドウシテヤッテ來タカト云フ
コトガ研究ノ中心デアリマシタ、從來ハ協定
ニ依リテヤッテ來タカト云フ政府ノ御說明デア
リマシタ、尙且ツ斯ウ云フ法案ガアレバ政
府ノ意向ヲ聽キタイ御希望ガ出マシテ、政
府當局ト致シマシテハ、今迄協定デ事ヲ運
ンデ來タノデハアルケレドモ、此點ガハッキ
リトナレバ便利デアルカラシテ法案ガ通過
シタ曉ニハ、ソレニ賛成スル意思ヲ持ッテ
居ルト云フ御說明デアリマシタ、ソレハ
丁度内務大臣ガ管理權ノ變更ガアッタ場合
ニ特例ヲ有シテ居ラレル、ソレニ準ズルト
云フコトデアリマスノデ、矢張り便利ガ多
カラウト云フコトデ、大體委員會トシテハ
異存ハアリマセヌデシタ、之ニ敢テ反對ス
ル議論ハアリマセヌシ、アレバ便宜デア
ルト云フノデアリ、且ツモウツノ理由ト致
シマシテハ、計畫ヲシテ居ル所ノ道路工事
ニ要スル金高ガ一億八百萬圓ノ多額ニ上
ボリマス、ソレヲ便利ト致シマシテモ、斯
カ相當ノ金額ヲ決定スル爲ニ、矢張り法律
ヲ以テ規定シテ置ク方ガ確實デアルト云フ
理由モ考ヘラレマシテ、當委員會ハ滿場一
致ヲ以テ此法案ヲ通過サセマシタ、甚ダ簡
單デアリマスガ、ソレガ委員會ノ大要デゴ
ザイマス、何卒滿場一致御協賛アラムコト
ヲ希望イタシマス

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ第二讀會
ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス
○議長(公爵德川家達君) 西大路子爵ノ直
ニ本案ノ第二讀會ヲ開クト云フ動議ニ御異
存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス
○議長(公爵德川家達君) 原案ニ御異存ゴ
ザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス
○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
○子爵植村家治君 贊成
○議長(公爵德川家達君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵德川家達君) 第二讀會ノ決議
通りテ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス
○議長(公爵德川家達君) 特別委員會ノ報
告ヲ待ツ爲ニ休憩ヲ致シマス
午後三時三十分休憩
午後四時十七分開會
○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ書記官ヲ
シテ報告ヲ致サセマス
〔瀬古書記官朗讀〕

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
金錢債務臨時調停法案修正報告書

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ議事日程ヲ追加イタシマシテ、只今書記官ノ報告イタシマシタ金錢債務臨時調停法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續ヲ開キタイト考ヘマス、御異存ハゴザイマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 特別委員長渡邊子爵ノ登壇ヲ望ミマス

金錢債務臨時調停法案

右別冊ノ通修正議決セリ依テ及報告候也
昭和七年九月三日

委員長 子爵渡邊 千冬
貴族院議長公爵徳川家達殿

(小字及——(委員會修正))

金錢債務臨時調停法

第一條 負債ノ整理ニ依リ誠實ナル債務者ヲ更生セシムル爲債權者債務者ノ互讓ヲ必要トスルトキハ當事者ハ本法ニ依リ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二條 調停ノ申立ハ昭和七年七月三十一日以前ニ發生シタル私法上ノ金錢債務ニシテ金額千圓ヲ超過セザルモノ

ノ他小作關係ヨリ生ジタルモノ及地代、家賃其ノ他借地借家關係ヨリ生ジタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ金額ニハ附帶ノ利息違約金、費用又ハ手数料ノ額ヲ算入セズ元本ニ組入レタル此等ノモノニ付亦同ジ

第一項ノ金額ヲ超過スル債務ニ付調停ノ申立アリタル場合ト雖モ裁判所調停ヲ爲スヲ相當ト認メ且相手方ニ異議ナキトキハ調停ヲ爲スコトヲ得相手方期日ニ出頭シテ事件ノ内容ニ付陳述ヲ始メタルトキハ異議ナキモノト看做ス

第三條 調停ノ申立ハ相手方ノ住所、居所、營業所若ハ事務所ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ當事者ノ合意ニ依リテ定ムル區裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

調停ノ申立ヲ受ケタル裁判所相當ト認ムルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ他ノ區裁判所ニ移送スルコトヲ得管轄權ナキ裁判所ガ調停ノ申立ヲ受ケタルトキ亦同ジ
前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第四條 本法ノ調停ニ關シテハ借地借家調停法第二條、第四條ノ二、第六條、第八條乃至第二十三條及第二十六條乃至第三十二條ノ規定ヲ準用ス

第五條 當事者及利害關係人ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ辯護士又ハ裁判所ノ許可ヲ受ケタル代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

裁判所ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得
第六條 事件ガ性質上調停ヲ爲スニ適セズ又ハ當事者不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタルト認ムルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ調停ノ申立ヲ却下ス

第七條 第八條第二項ニ該當スルトキ其ノ他調停ヲ爲スニ適當ナラザル事情存スルトキ亦同ジ
調停委員會前項ノ事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲サズ

第七條 第六條 調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟ガ繫屬スルトキ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ事件ガ調停ニ付セラレタルトキハ受訴裁判所ハ決定ヲ以テ調停ノ終了又ハ第八條ノ規定ニ依ル裁判確定ニ

至ル迄訴訟手續ヲ中止スルコトヲ得
調停事件ノ繫屬スル裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ強制執行手續又ハ競賣シテニ依ル競賣手續ヲ一時停止シ破産申立ニ付テハ破産宣告ノ決定ヲ一時猶豫スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ裁判所ハ特ニ必要ト認ムルトキハ擔保ヲ供セシムルコトヲ得
民事訴訟法第一百二十二條、第一百十三條、第一百五條及第一百十六條ノ規定ハ前項ノ擔保ニ之ヲ準用ス

第一項及第二項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ
第八條 調停委員會ニ於テ調停成ラザル場合ニ裁判所相當ト認ムルトキハ職權ヲ以テ調停委員會ノ意見ヲ聽キ當事者雙方ノ利益ヲ衡平ニ考慮シ其ノ資力、業務ノ性質、既ニ債務者ノ支拂ヒタル利息手数料内入金等ノ額其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ調停ニ代ヘ利息、期限其ノ他債務關係ノ變更ヲ命ズル裁判ヲ爲スコトヲ得此ノ裁判ニ於テハ債務ノ履行其ノ他財産上ノ給付ヲ命ズルコトヲ得

銀行其ノ他官廳ノ監督ヲ受ケテ金融業務ヲ取扱フ者ノ債權ニ付テハ其ノ業務ノ存續ヲ害スル虞アルトキハ前項ノ裁判ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條 前條ノ規定ニ依ル裁判ハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス
第十條 第八條ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス
第十一條 第八條ノ規定ニ依ル裁判確定シタルトキハ其ノ裁判ハ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第十二條 調停委員會又ハ調停委員長リシ者故ナク評議ノ顯末又ハ調停主任、調停委員會ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ハ本法施行ノ日ヨリ三年間其ノ效力ヲ有ス
本法失效ノ際ニ於テ必要ナル經過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
(子爵渡邊千冬君演壇ニ登ル)

○子爵渡邊千冬君 金錢債務臨時調停法案ノ審議ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、委員會ハ今朝來慎重ニ審議ヲ致シタルデアリマス、此法案ハ御承知ノ通り政府提出ノ案デアリマスガ、衆議院ニ於キマシテ數箇所修正セラレテ本院ニ送付セラレタルデアリマス、其主ナル二三點ニ付キマシテ、委員會ニ現ハレマシタル所ノ意見ノ大要ヲ申上ゲテ見タイト思フノデアリマス、第一ハ第二條ニアリマス所ノ此調停ノ申立ハ私法上ノ金錢債務ノ金額千圓ヲ超過セザルモノニ限ルト云フヤウナコトニナラ居、タノガ政府ノ原案デアアルノデアリマスガ、衆議院ニ於キマシテハ此制限ヲ撤廢イタシマシテ、全く無制限ト致シタルノデアリマス、此點ニ付キマシテ政府ノ説明ヲ承ハリマス、云フト、此調停ハ區裁判所ニ於テ其判事ガ行フモノデアリマスカラ、區裁判所ノ權限デアアル所ノ千圓ト云フ所ヲ、一ツノ界限ト致シタルガ一ツノ理由デアアルノデアリマス、モ一ツハ今日ノ農家ノ負債ハ先ヅ平均イタ

シマシテ、個々ノ債務ニ付テ申シマスナラバ千圓以下ノモノガ多イ、農家一軒ノ負債ノ總額ハソレヨリ超過スルコトガアリマシテモ、個々ノ債務ニ付テ之ヲ見ル時ニハ、多クハ千圓ヨリズト下ノ額デアリカラ、千圓ト云フ制限ヲ設ケテ置ケバ宜シ、斯ウ云フヤウナコトガ此原案ノ精神デアリノデアリマス、之ヲ其制限ヲ撤廢イタシマシテ千圓以上ニ致スト云フノハ、蓋シ此調停法ノ恩惠ヲ浴セシムル範圍ヲ大クシタイト云フ希望デアアルノデアラウト想像イタスノデアリマスケレドモ、此點ニ付キマシテハ委員會ニ於キマシテハ殆ド總テ諸君ガ反對ノ意見ヲ有テ居ラレタノデアリマス、尙ホ政府ニ於キマシテモ此千圓ノ制限ヲ撤廢スルト云フコトハ、不同意デアルト云フ旨ヲ言明セラレタノデアリマス、尙ホ此制限ヲ撤廢イタシマスツレニ付テ起テ來ル所ノ一ツノ不便ハ今日豫算ニ請求シマシタ所ノ百十五名ノ判事ノ増員ガケデハ間ニ合ハナクナルノデアラ、尙ホ追加豫算ヲ請求イタサナケレバ、今日ノ豫算ノ儘デハ此千圓ノ制限ヲ撤廢イタスコトハ出來ナイト云フ政府ノ意見デアラ、タノデアリマス、次ニ起リマシタ主ナル點ハ第二條第一項ノ但書ニ「小作料其ノ他小作關係ヨリ生ジタルモノ及地代、家賃其ノ他借地借家關係ヨリ生ジタルモノ」ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ、政府ノ原案ニ於キマシテハ小作爭議デアリマス、借地借家ノ問題ハ總テ此調停法ノ範圍外ニ置イテアルノデアリマスケレドモ、之ヲ衆議院ノ修正ニ於キマシテハ、矢張り此調停法ニ依テ處理シテ行キタイト云フノデ、此但書即チ此ノ限ニ在ラズト云フコトヲ削除イタシテアルノデアリマス、併ナガラハ委員ノ質問ニ對シテ政府ノ答辯ニ依リマス、小作爭議ノ關係、借家調停法ト云フ特別ナ法律ガアリマシテ、ソレニ依テ處理スルコトニナテ居ル

ノミナラズ、小作爭議ヲ處理スルノニハ特別ノ知識、經驗等ヲ要スルノデアラ、ドノ判事ト雖モ皆斯ノ如キ爭議ヲ調停スルノニ、必ズシモ適當シテ居ルモノトハ考ヘラレナイ、司法省ニ於テハ是等ノ爭議ニ關與スル所ノ判事ハ、特別ナル修習ヲサシメテ居ルノデアリカラ、其外ノ法律ガアルト云フ理由カラ申シテモ、適當ナル判事ヲ得ルト云フ點カラ申シマシテモ、是ハ此調停法以外ニ置ク方ガ至當デアアル、斯ウ云フ政府ノ説明デアアルノデアリマス、尙ホ地代家賃等ニ付テモ同ジヤウナ理由ヲ以テ、此調停法以外ニ置クコトガ至當デアルト云フノガ政府ノ説明デアリマス、次ニ衆議院ノ修正ノ内ノ主ナル一箇條ハ、辯護士ガ權利トシテ此調停ニ參加シ得ルヤウニシタイト云フノガ、衆議院ノ修正ノ第五條デアアルノデアリマス、是ハ政府ハ絕對ニ不同意デアアル、ドウシテモ同意スルコトガ出來ナイ、其理由ハ調停ト云フモノハ、爭議ヲ目的トスルモノデナクシテ、互ニ其文字ノ如ク調和シテ行カナケレバナラナイモノデアラ、其爲ニ本人同志ノ間ニ行ハレノガ即チ調停本來ノ目的デアアル、之ヲ本人ヲ差指イテ、代理人ガ權利トシテ本人ニ代テ調停ノ當事者トナルト云フコトハ、調停ノ本旨ニ背クノデアリカラ、世界各國ノ何レノ立法例ヲ見テモ、亦我國ノ他ノ調停法ニ於テモ、辯護士ガ權利トシテ調停ノ當事者トシテ、代理人トナテ出頭スルコトヲ許シテ居ラナイノデアリカラ、之ヲ此法律ニミ認メルト云フコトハ、ドウシテモ調停本來ノ性質ニ鑑ミ、又法ノ體裁カラ申シテモ、左様ナコトヲ致スコトハ出來ナイ、併ナガラ此權利トシテ辯護士ヲ調停ニ參與セシメルコトヲ許サスト云フコトハ、辯護士ノ參加ヲ嫌フ考ヘデハナイ、本人ガ辯護士ヲ帶同シテ來ルコトハ差支ヘナイ、又本人ニ差支ヘアッタ時ニ、裁判所ニ之ヲ申出テ裁判所ガ許可スレバ、辯護士ト雖モ其調停ニ當事者トシテ

出頭スルコトガ出來ル、辯護人ヲ忌避スル目的デハナイケレドモ、調停本來ノ目的ヲ失テハナラナイノデアリカラ、從來ノ許可主義ト云フモノヲ飽クマデ保存シテ行カナケレバナラナイカラ、此衆議院ノ辯護士ヲ權利トシテ出頭セシメルト云フ條項ニハ反對デアアル、斯ウ云フ政府ノ意見デアリマス、其次ニ比較的論議ノ目的トナリマシタ重要ナ問題ハ、政府提出原案第七條、衆議院案第八條第二項デアリマシテ、「銀行其ノ他官廳ノ監督ヲ受ケテ金融業務ヲ取扱フ者ノ債權ニ付テハ其ノ業務ノ機構ヲ害スル虞アルトキハ前項ノ裁判ヲ爲スコトヲ得ズ」斯ウ云フ一項ガアルノデアリマス、此「機構」ト云フ文字ヲ衆議院ニ於テ「存續」ト修正イタシタノデアリマス、此機構ト云フ文字ハ世間デハ之ヲ使用シテ居ルコトハ間ニ見受ケルノデアリマスケレドモ、法律上ノ用語トシテハ極メテ新シイ事例デアルサウデアリマス、併ナガラ存續ト云フ言葉トノ間ニハ非常ニ大イナル差異アルコトヲ我々ハ了解スルコトガ出來ルノデアリマス、即チ存續ト云フコトハ其生存ヲ續ケテ行クト云フ意味デアリマス、機構ト云フコトハ其ハキリシタ定義ヲ聞クコトハ出來ナカッタノデアリマスケレドモ、其業務ノ仕組、働キト云フヤウナ意味デアリマシテ、必ズシモ其生存ニハ關係ガナクテモ、是等金融業者本來ノ業務ノ目的ヲ遂行イタシマス上ニ於テ其仕組、其働キニ害ヲ及ボス虞アル時ニハ云々ト云フコトニナル、詰リ第八條ハ調停ガ出來ナカッタ場合ニ裁判官……判事ガ職權ヲ以テ利息、期限其他債務關係ノ變更ヲ命ズル裁判ヲナス云フ最モ新シキ、普通ノ裁判手續ニ依ラズシテ、非訟事件手續法ニ依リマシテ、人ノ權利義務ノ關係ノ内容ヲ權限ヲ以テ決定ヲ致スノデアリマスカラ、此範圍ヲ濫リニ大クスルコトハ政府モ好マナイノデアリマス、又委員ノ多數モ

之ヲ好マナイノデアリマシタ、從テ存續ヲ害スルト云フヤウナ重大ナ問題デナクテモ、其金融業者ノ業務ノ機構ヲ害スル虞ノアル時ニハ、此第八條ノ職權裁判ト云フコトヲナスコトヲ得ザルト云フコトニシタイト云フノデ、是モ政府ニ於キマシテモ、委員會ニ於キマシテモ、此機構ヲ存續ト修正スルコトニハ贊成者ハナカッタノデアリマス、大體是等ノ點ガ此調停法案中、政府ノ原案ト衆議院ノ修正案トノ間ニ於ケル主ナル相異ノ點デアリマシテ、又之ニ關スル政府及委員會ノ意見ハ只今申上ゲタ通りデアアルノデアリマス、討論ニ入りマシテ一委員ヨリ此調停法案ハ總テ初メニ政府ガ衆議院ニ提出シタト同ジ原案通りニ、改メテ修正スル、即チ政府ガ衆議院ニ提出シタ原案ニ復活スル意味ノ修正ノ意見ガアリマシテ、委員會ハ全會一致ヲ以テ此修正案ヲ決議ニ相成ッタノデアリマス、右御報告申上ゲマス

○議長(公爵徳川家達君) 別ニ發言者モナイト認メマスカラ採決ヲ致シマス、本案ヲ第二讀會ニ移スコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 全部ノ問題ニ供シマス、全部委員會ノ修正通りデ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 直ニ本案ノ第三
讀會ヲ開クト云フ西大路子爵ノ動議ニ御異
存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス

○議長(公爵德川家達君) 第二讀會ノ決議
通りテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス、再ビ休憩セザルヲ得ナク相成リマ
シタ、再開ノ期限ハ只今豫メ申上ゲルコト
ハ出来マセヌ、左様御承知ヲ請ヒマス

午後四時三十分休憩

午後八時十九分開議

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ書記官ヲ
シテ諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔小林書記官朗讀〕

本日本院ニ於テ可決シタル左ノ衆議院提出
案ハ直ニ裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院
ニ通知セリ

道路法中特例ニ關スル法律案

本日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ政府提
出案ハ直ニ之ヲ衆議院ニ回付セリ

金錢債務臨時調停法案

本日銀行法中改正法律案特別委員會ニ於テ
當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 子爵大河内輝耕君

副委員長 男爵小畑大太郎君

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

米穀法中改正法律案修正報告書

農村負債整理組合法案修正報告書

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ會議ヲ開
キマス、此際議事日程ヲ追加イタシマシテ、

官報號外

昭和七年九月四日

貴族院議事速記第九號 金錢債務臨時調停法案

第三讀會 議長ノ報告 議事日程追加ノ件

米穀法中改正法律案 一三九

米穀法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キ
タイト考ヘマス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス

○議長(公爵德川家達君) 米穀法中改正法
律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ
續キ、委員長報告、副委員長長稻田男爵

米穀法中改正法律案

右別冊ノ通修正議決セリ依テ及報告候也

昭和七年九月三日

副委員長 男爵 稻田 昌植

貴族院議長公爵德川家達殿

(小字及一委員會修正)

米穀法中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ米穀ノ買換ヲ爲サントスル場合ニ於
テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所
ニ依リ買換ニ代ヘ買換ノ爲買換ノ爲サント
スル米穀ヲ道府縣ニ對シ貸付スルコトヲ得

政府ハ災害救助其ノ他緊急ノ必要アリ
ト認ムルトキハ市町村ニ對シ其ノ貯藏
ニ係ル米穀ヲ有償若ハ無償ニテ交付シ
又ハ一定ノ期間ヲ限リ貸付ヲ爲スコト
ヲ得

第四條 削除

第五條 削除

昭和六年法律第三十一號附則第二項ヲ削
ル

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

政府ハ當分ノ内本法ニ依リ朝鮮及臺灣ニ
於テ各其ノ地ノ產米ノ買入、賣渡、交換、

加工又ハ貯藏ヲ爲スコトヲ得

本法施行ノ日ヨリ昭和八年十二月末日ニ至ル
迄ハ第四條ノ最低價格ハ第五條ノ規定ニ拘ラ
ズ命令ノ定ムル米穀生産費ニ依ル

政府ハ當分ノ内朝鮮米及臺灣米ノ内地移入數

量ヲ月別平均的ナラシムル爲メ勅令ノ定ムル
所ニ依リ朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、加工又
ハ貯藏ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル買入
又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

政府ハ當分ノ内米穀ノ數量又ハ市價ヲ調
節スル爲メ必要アリト認ムルトキハ勅
令ヲ以テ期間ヲ指定シ粟ノ輸入税ヲ増減
又ハ免除スルコトヲ得

本法ニ依ル米穀ノ交付又ハ貸付並ニ朝鮮
米及臺灣米ノ買入、賣渡、加工又ハ貯藏
ニ關スル一切ノ歳入歳出ハ米穀需給調節
特別會計ニ屬セシム

〔男爵稻田昌植君演壇ニ登ル〕

○男爵稻田昌植君 只今日程ニ上ボリマシ
タ米穀法中改正法律案ノ委員會ノ經過並ニ
結果ノ報告ハ、委員長デアリマスル柳原伯
爵ガ報告申上ゲベキ管デアリマスルガ、已
ムヲ得ザル御差支ノ爲メ不十分ナガラ私代
テ御説明ヲ申上ゲマス、暫ク御清聴ヲ煩ハ
シマス、此米穀法中改正法律案ハ本院ニ廻
付サレマス迄ハ、政府提出ノ米穀應急施設
法案及米穀需給調節特別會計法案、及ビ衆
議院提出ノ米穀法中改正法律案、此三案ガ
實ハ入亂レテ或ハ同ジ法律案中ニ含マレ、
或ハ外ノ法律案中ニ或條文ガ移サレマシ
タル、色ミノ複雑ナ経路ヲ經テ參ッテ來テ居
ルノデアリマス、即チ修正削除或ハ復活或
ハ組替、色ミノ経緯ヲ經テ居リマスノデ、
之ヲ一ミ各條文ニ付テ詳シク御説明ヲ申上
ゲマスコトハ却テ繁雜ヲ來ス虞ガアリマ
スガ故ニ、且ツ皆サシノ御手許ニ委員會ノ
修正案ハ既ニ配付サレテアリマスガ故ニ、
其大綱ダケヲ御説明申上ゲタ方ガ却テ御
了解ニ便デアルト存ジマスルノデ、簡單ニ要
點ダケヲ申上ゲテ見タイト思ヒマス、其大
體ノ筋道ハ、政府提出、衆議院否決ニナ
リマシタ米穀應急施設法中米穀本法ニ取入
レマシタ差支ナキモノハ、總テ委員會ニ於
テ之ヲ取入レマシタノデアリマス、又衆議
院デ挿入サレマシタ條文中、或モノハ削除

シ、或モノハ其儘殘シマシタノデアリマ
ス、問題ノ率勢米價ハ原則ト致シマシテ之
ヲ復活セシメ、ソレニ對シ例外的規定ヲ以
テ或制限ヲ之ニ加ヘマシタノデアリマ
ス、是ガ委員會ノ修正案ノ大綱デアリマ
ス、只今申上ゲマシタ大綱ノ中ノ第一點、
即チ政府提出衆議院否決ノ米穀應急施設
法中ノ「米穀ヲ道府縣ニ對シ貸付スルコト
ヲ得」云々ノ條項、是ハ修正案ニ於テ政府原
案ヲ復活イタシマシタノデアリマス、而シ
テ衆議院ガ挿入サレマシタ「災害救助其ノ
他緊急ノ必要アリト認ムルトキハ」云々、ア
ノ條項ハ削除イタシマシタノデアリマス、
其理由ハ米穀本法ハ市價ノ調節ヲ本體ト致
シテ居リマスルノデ、其目的ト反シマスル
社會事業ノ性質ヲ持ッテ居リマスル災害救
助ノ如キモノヲ此本法中ニ挿入イタシマス
コトハ、異ツタモノガ一ツノ法律案ノ中ニ
入り、且ツ市町村ニ無償デ米ヲ交付スルト
云フ時ハ、非常ノ混亂ヲ來ス虞レナキニシ
モアラズ、從テ調節ノ本旨ニ反スルト認メ
マシタノデ、此條項ハ削除イタシマシタノ
デアリマス、衆議院送付、原案ノ第四條、
第五條及昭和六年法律第三十一號附則第二
項ヲ削ル、此三ツノ削除ハ即チ率勢米價ニ
關スルコトデアリマシテ、之ヲ本委員會ニ
於テハ復活イタシマシタノデアリマス、其
理由ハ米價ニ關シマシタハ一定ノ基準ハ、
如何ナル方面カラ考ヘマシテモ必要デア
ルトノ理由ニ依リマシタ米穀本法ニ於キマス
ル第四條五條及附則ヲ復活イタサセマシ
タノデアリマス、但シ現在ノ規定ニ依リ
マスル所謂率勢米價ニ依リマスル……或ハ
正確ニ申シマスレバ、率勢米價ノミニ依リ
マスル米價ハ、生産費ヲ割ルコト可ナリ甚
ダシキモノガアリマスルガ爲メ、目下ノ率
勢米價ノミニ依リマスル米價決定ノ不備ヲ
補フ爲メ、茲ニ更ニ之ニ對シテ例外規定ヲ
設ケテ、ソレヲ昭和八年十二月末日マデ此
原則ニ依ラズシテ、生産費ニ之ヲ依ルコト

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長（公爵徳川家達君） 御異議ナイト認

メマス、委員長ノ報告ヲ求メマス
農村負債整理組合法案
右別冊ノ通修正議決セリ依テ及報告候也

第五條 負債整理組合ハ一定ノ地區内ニ

官卜丁水ノ専務所所在其ノ登記所トス

第九條 負債整理組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ヲシテ組合ノ負債償還ノ一部ニ充ツル爲積立金ヲ釀出セシムルコトヲ得

第十條 負債整理組合ノ組織ハ無限責任及保證責任ノ二種トス

第十一條 負債整理組合ノ組合員ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外總組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバ脱退スルコトヲ得ズ

第十二條 負債整理組合ニ加入シタル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付テモ亦第十條第二項ノ規定ニ依リ責任ヲ負擔ス

第十三條 蠶絲業組合法第二十二條第二十一條第二十三條乃至第二十六條及第四十一條第六條第七條第九條第十條(第七條條中剩餘金處分ニ關スル規定ヲ除ク)ノ

第十四條 負債整理組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ヲシテ組合ノ負債償還ノ一部ニ充ツル爲積立金ヲ釀出セシムルコトヲ得

第十五條 負債整理組合ノ組織ハ無限責任及保證責任ノ二種トス

第十六條 負債整理組合ノ組合員ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外總組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバ脱退スルコトヲ得ズ

第十七條 負債整理組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ヲシテ組合ノ負債償還ノ一部ニ充ツル爲積立金ヲ釀出セシムルコトヲ得

第十八條 負債整理組合ノ組織ハ無限責任及保證責任ノ二種トス

第十九條 負債整理組合ノ組合員ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外總組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバ脱退スルコトヲ得ズ

第二十條 負債整理組合ニ加入シタル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付テモ亦第十條第二項ノ規定ニ依リ責任ヲ負擔ス

第二十一條 蠶絲業組合法第二十二條第二十一條第二十三條乃至第二十六條及第四十一條第六條第七條第九條第十條(第七條條中剩餘金處分ニ關スル規定ヲ除ク)ノ

第二十二條 負債整理組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ヲシテ組合ノ負債償還ノ一部ニ充ツル爲積立金ヲ釀出セシムルコトヲ得

第二十三條 負債整理組合ノ組織ハ無限責任及保證責任ノ二種トス

第二十四條 負債整理組合ノ組合員ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外總組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバ脱退スルコトヲ得ズ

第二十五條 負債整理組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ヲシテ組合ノ負債償還ノ一部ニ充ツル爲積立金ヲ釀出セシムルコトヲ得

第二十六條 負債整理組合ノ組織ハ無限責任及保證責任ノ二種トス

第二十七條 負債整理組合ノ組合員ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外總組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバ脱退スルコトヲ得ズ

第二十八條 負債整理組合ニ加入シタル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付テモ亦第十條第二項ノ規定ニ依リ責任ヲ負擔ス

第二十九條 蠶絲業組合法第二十二條第二十一條第二十三條乃至第二十六條及第四十一條第六條第七條第九條第十條(第七條條中剩餘金處分ニ關スル規定ヲ除ク)ノ

第三十條 負債整理組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ヲシテ組合ノ負債償還ノ一部ニ充ツル爲積立金ヲ釀出セシムルコトヲ得

第三十一條 負債整理組合ノ組織ハ無限責任及保證責任ノ二種トス

第三十二條 負債整理組合ノ組合員ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外總組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバ脱退スルコトヲ得ズ

第三十三條 負債整理組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ヲシテ組合ノ負債償還ノ一部ニ充ツル爲積立金ヲ釀出セシムルコトヲ得

第三十四條 負債整理組合ノ組織ハ無限責任及保證責任ノ二種トス

第三十五條 負債整理組合ノ組合員ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外總組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバ脱退スルコトヲ得ズ

第三十六條 負債整理組合ニ加入シタル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付テモ亦第十條第二項ノ規定ニ依リ責任ヲ負擔ス

第三十七條 蠶絲業組合法第二十二條第二十一條第二十三條乃至第二十六條及第四十一條第六條第七條第九條第十條(第七條條中剩餘金處分ニ關スル規定ヲ除ク)ノ

第三十八條 負債整理組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ヲシテ組合ノ負債償還ノ一部ニ充ツル爲積立金ヲ釀出セシムルコトヲ得

第三十九條 負債整理組合ノ組織ハ無限責任及保證責任ノ二種トス

第四十條 負債整理組合ノ組合員ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外總組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバ脱退スルコトヲ得ズ

第二十七條 負債整理組合中央金庫ニ於テ債券又ハ當籤ヲ發行セントスルときハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第二十八條 負債整理組合中央金庫ニハ理事長一名副理事長一名理事二名以上監事二名以上ヲ置キ主務大臣之ヲ任命ス

第二十九條 産業組合中央金庫法第三條、第七條、第八條第一項、第十條、第十一條第二項、第十二條第十六條、第二十一條、第二十二條、第二十五條乃至第三十二條、第三十四條及第三十五條ノ規定ハ負債整理組合中央金庫ニ之ヲ準用ス

第三十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 登録稅法第十九條但書中「第十四號」ヲ「第十四號乃至第十六號」ニ改メ同條ニ左ノ二號ヲ加フ

十五 北海道府縣、負債整理組合、負債整理組合中央金庫又ハ。負債整理組合法第二條第二項ノ信用組合若ハ命令ヲ以テ定ムル法人ガ負債整理資金貸付ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

十六 北海道府縣、負債整理組合、負債整理組合中央金庫又ハ。負債整理組合法第二條第二項ノ信用組合若ハ命令ヲ以テ定ムル法人ヨリ負債整理資金ノ貸付ヲ受ケタル者ガ其ノ貸付ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル北海道府縣、負債整理組合、負債整理組合中央金庫又ハ。負債整理組合法第二條第二項ノ信用組合若ハ命令ヲ以テ定ムル法人ノ所有權ノ取得ノ登記

取得ノ登記

第三十二條 主務大臣ハ負債整理組合中央金庫設立委員ヲ任命シ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシムルモノトス

第三十三條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第三十四條 負債整理組合中央金庫ハ政府出資ノ第一回拂込アリタルトキ設立シタルモノトス

負債整理組合中央金庫成立シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ理事長ニ引渡スモノトス

○男爵稻田昌植君演壇ニ登ル

○男爵稻田昌植君 只今議事日程ニ上ボリマシタ負債整理組合法案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ簡單ニ御報告申上ゲタイト思ヒマス、委員會ノ修正ノ概略ハ、先ヅ其法案ノ名稱ニ於キマシテ、衆議院デ削除イタシマシタ「農村」ノ二字ヲ復活イタシマシタ、其外第一章ニ關シマシテハ、或モノハ衆議院ノ修正ヲ認メマシテハ、更ニ他ノモノニ付キマシテハ、其修正ヲ更ニ修正ヲ加ヘ、政府原案ヲ復活イタシマス、第二章ハ全部衆議院ノ追加挿入イタシマシタモノデアリマスルガ、是ハ委員會ニ於キマシテハ全部削除ヲ致シマシタ、二三説明ヲ加ヘマスルト云フト「農村」ノ二字ヲ復活イタシマシタ、而モ其第一條ニアリマスル農業者、漁業者或ハ山林業者トアリマシタ原案ヲ、衆議院デ削除ヲ致シマシタノリ、其儘認メマシタコトハ衆議院ノ修正ト矛盾イタスヤウデアリマスルガ、實ハ趣旨ニ於テハ同ジナリデアリマス、詰リ「農村」ノ二字ヲ被セマシテ、農村ニ於ケル農業者云々ノ條項ヲ削除イタシマシタノニ賛成ヲ致シマシタ結果、農村ニ於キマスル農業者以外ノモノモ含メ得ルコトニナリマシタノデアリマス、實質ニ於テ衆議院ノ修正ト變リハナイノデアリマス、其外第一章ノ各條文ニ付テ可ナリノ修正ヲ加ヘテ居ルノデアリマスガ、其中心トナテ

居リマスモノハ保證責任ヲ認メマセスト委員會デ決定イタシマシタ結果、ソレニ當然起リマス各條ニ互リマス修正ヲ行フタモノデアリマス、ソレガ第一章ノ主ナル修正デアリマス、第二章ノ中央金庫法案ヲ全部削除イタシマシタコトハ先程申上ゲタ通りデアリマスガ、其理由ハ此中央金庫ニ關シマスル規定ヲ積極的ニ、不備或ハ不完全ナモノト致シマスヨリハ、此制度ヲ更ニヨリ一層研究スル意味ニ於キマシテ之ヲ削除イタシタノデアリマス、而シテ此負債整理組合法ニ關シマシテハ、委員會ニ於テ希望決議ガ附サレタノデアリマス、ソレヲ朗讀ヲ致シマス

希望決議

政府ハ負債整理組合力其必要トスル資金ヲ低利ニ調達スルノ方途ニ付キ十分ナル考究ヲ遂ケ以テ組合設立ノ目的ヲ達成スルコトニ遺憾ナカラシメンコトヲ望ム

右ノ希望決議ヲ附シマシテ、此負債整理組合法ノ修正ニ付キマシテハ、委員會全會一致ヲ以テ、御手許ニ配テアリマスル修正案通リニ決定ヲ致シマシタノデアリマス、尙ホ終リニ特ニ附言イタシタイコトハ、此委員會ノ希望決議ニ對シマシテハ、農林當局ヨリ、此委員會ノ希望ニ對シマシテハ、特ニ十分ノ考慮ヲスルト云フ御返事ヲ得テ居ル一事デアリマス、右大體御報告ヲ申上ゲテ置キマス

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵德川家達君) 贊成

○議長(公爵德川家達君) 西大路子爵ノ動機ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

(起立者多數)

○議長(公爵德川家達君) 過半数ト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議案全部ヲ問題ニ供シマス、全部委員會ノ修正ニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵德川家達君) 贊成

○議長(公爵德川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認メマス、休憩ヲ致シマス

午後九時三十八分休憩

午後十時五十七分開議

○議長(公爵德川家達君) 書記官ヲシテ報告ヲ致サセマス

(瀬古書記官朗讀)

本日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ政府提出案ハ直ニ之ヲ衆議院ニ回付セリ

農村負債整理組合法案

本日衆議院ヨリ左ノ衆議院提出案ニ付同院ニ於テ本院ノ修正ニ同意セサルコトニ決議シタル旨ヲ以テ兩院協議會ヲ開クノ請求ヲ受ケ又同時ニ同院ヨリ協議委員ノ數ヲ十名ト爲スニ決シタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

米穀法中改正法律案

本日衆議院ヨリ本院ノ回付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ本院ノ修正ニ同意シテ上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

提出案ハ同院ニ於テ本院ノ修正ニ同意シテ上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

提出案ハ同院ニ於テ本院ノ修正ニ同意シテ上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

提出案ハ同院ニ於テ本院ノ修正ニ同意シテ上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

金錢債務臨時調停法案

本日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ニ付同院ニ於テ本院ノ修正ニ同意セサルコトニ決議シタル旨ヲ以テ兩院協議會ヲ開クノ請求ヲ受ケ又同時ニ同院ヨリ協議委員ハ米穀法中改正法律案協議委員ト同一委員ト爲スニ決シタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

農村負債整理組合法案

○議長(公爵德川家達君) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、只今書記官ノ報告イタシマシタ通り、米穀法中改正法律案竝ニ農村負債整理組合法案ノ、兩院協議會ヲ開クコトニ相成リマシタニ付キマシテ、協議委員ノ十名ヲ此際選舉ヲ行ハレムコトヲ望ミマス

子爵東園基光君

只今議題トナリマシタ兩院協議會ノ協議委員選舉ニ付キマシテハ、會期モ切迫イタシテ居リマスル際デアリマスルガ故ニ、此際其選舉方法ヲ省略サレマシテ、議長ニ御一任イタシタイト存ジマス、右動議ヲ提出イタシマス

子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 東園子爵ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

(起立者多數)

議長(公爵德川家達君)

過半数ト認メマス、兩院協議委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス、書記官ヲシテ朗讀イタサセマス

(山本書記官朗讀)

米穀法中改正法律案、農村負債整理組合法案兩院協議委員

侯爵佐佐木行忠君 子爵井上匡四郎君
子爵八條 隆正君 男爵斯波忠三郎君
小松謙次郎君 石渡 敏一君
藤田 四郎君 松本 丞治君
菅原 通敬君 馬場 鎮一君

議長(公爵德川家達君)

休憩中、内閣總理大臣ヨリ九月四日迄一日間帝國議會會期ノ延長ヲ命ゼラル旨ノ詔書ヲ傳達セラレ

マシタ、明四日午前十時ヨリ開會イタシマス、御異議ガナケレバ今日ハ是デ延會イタシタイト考ヘマス、議事日程ハ本院彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會イタシマス
午後十一時二分散會

貴族院議事速記第八號正誤

頁	段	行	誤	正
一八	四	二〇	各自	各省
一九	二	二五	マセヌデ	マセヌノデ
二〇	三	二四	低下	値上
二一	三	二三	日佛ト	日佛ハ
二二	四	一一	印度ハ	印度ニ
二三	一	一四	引上ゲ	引上ゲル
二四	二	一五	尙ホ	次ハ
二五	三	二二	各約千円	一人ニ付約千円
二六	四	一一	對スル九十	對スル就學ハ九十イタ
二七	一	一五	固執シテ	固守セズ
二八	二	二二	米價ニ	米價ノミニ
二九	三	二三	テ決メル	テ米價ヲ決メル
三〇	四	二五	二厘何程	二割ノ開キヲナスノ
三一	一	二五	アル	ヤル
三二	二	二五	漁業權	漁業組合
三三	三	二五	委員	議員

